

# 欧米における競争政策の動向について

平成17年12月21日

総合通信基盤局

料金サービス課

1. 米国と英国の市場環境の相違

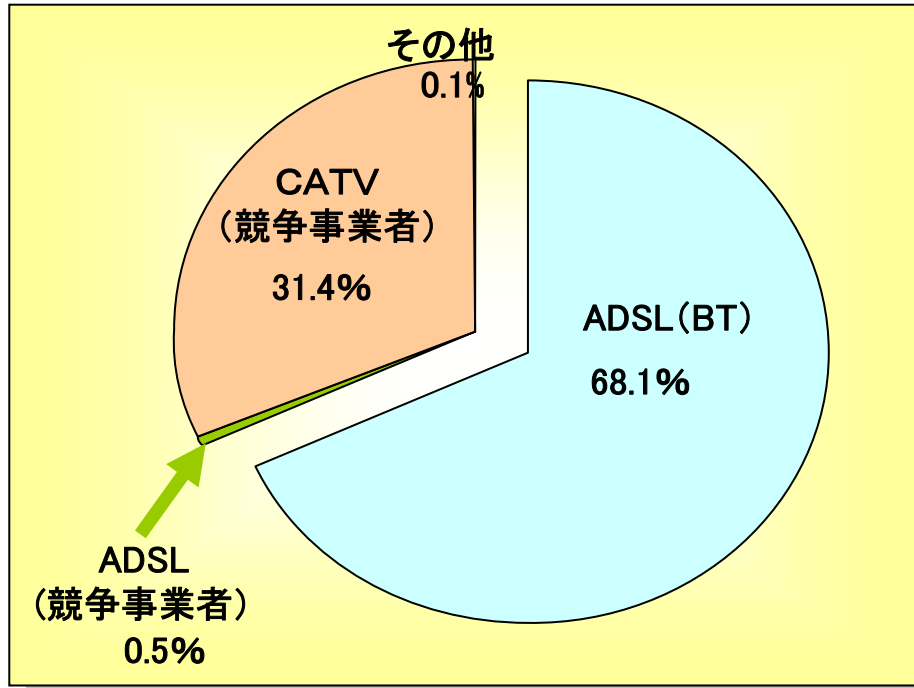
2. EUにおける競争ルールの枠組み

3. 英国における競争ルール見直しの動向

4. 米国における競争ルール見直しの動向

# 英国及び米国におけるブロードバンド市場における競争状況の比較

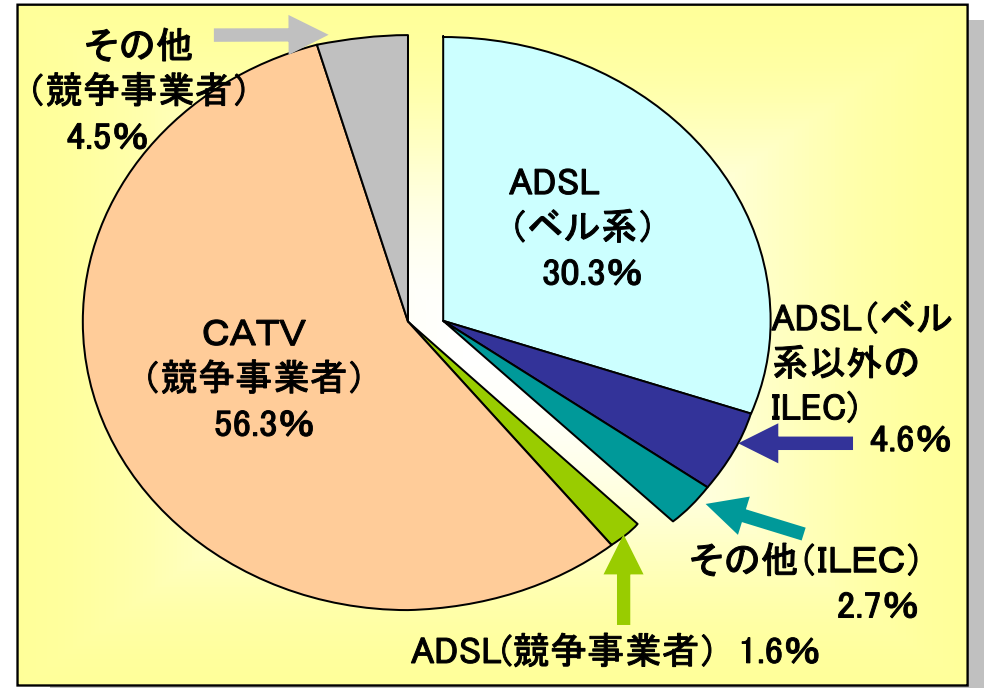
加入者数 6.1百万件



英国 (2004年12月末)

(出典: 欧州委員会)

加入者数 37.9百万件



米国 (2004年12月末)

(出典: FCC)

注: ADSL (競争事業者)については、ラインシェアリングを含む。

1. 米国と英国の市場環境の相違

2. EUにおける競争ルールの枠組み

3. 英国における競争ルール見直しの動向

4. 米国における競争ルール見直しの動向

# EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(1)

## 現行の電子通信規制パッケージ導入までの背景

1998年の完全自由化<sup>(注)</sup>は、料金の低下や事業者数の増加といった競争の急速な進展をもたらしたものの、1998年の規制枠組みは、第一には競争への移行を成し遂げるためのものであり、競争的市場の創造と新規参入者の権利確保に焦点を当てていた。

(注)完全自由化:1988年の端末自由化に始まり、専用線、衛星通信、移動通信と徐々に(旧)国営事業者による独占分野の開放が進められ、1998年の音声サービスの自由化により、通信サービスの完全自由化が達成された。



次の段階として、すべての市場、とりわけ地域レベルの市場において競争を強化することを狙いとする新たな枠組みを定めるため、

- ① 通信サービスのための開かれた競争的な欧州市場を促進・持続させる
- ② 欧州市民に利益をもたらす
- ③ 融合が進みつつある環境において域内市場を統合・強化することを政策目標に掲げた「1999年通信レビュー」を実施。



2000年、レビューの結果等を踏まえて電子通信規制パッケージ案を公表。その後、パブリック・コメント手続を経て2002年に成立。これにより、各加盟国は、2003年7月24日までに国内法制化が義務付けられた(期限内に国内法制化を達成したのは、英国、イタリア、スウェーデン、デンマーク及びフィンランドの5か国)。

# EUにおける現行の電子通信規制パッケージの概要(2)

## 電子通信規制パッケージ(6指令・1決定)と関連規制の概要

### 枠組み指令

電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)について規定(2002年4月)

#### アクセス指令

電子通信ネットワーク等へのアクセス・相互接続規制について規定(2002年4月)

#### 認可指令

事業参入資格の一般認可制及び一般認可により付与される権利・条件等について規定(2002年4月)

#### ユニバーサルサービス指令

小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定等について規定(2002年4月)

#### プライバシー保護指令

事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱い等について規定(2002年7月)

#### SMP ガイドライン

市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定(2002年7月)

#### 関連市場 勧告

市場分析の対象とする18の市場を定義(2003年5月)

#### 競争指令

電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等について規定(2002年9月)

#### 無線周波数 決定

欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保について規定(2002年4月)

※年月はいずれも  
官報掲載時期

# 競争ルールの枠組み

## 電子通信規制パッケージの基本的考え方

### 電子通信規制パッケージの目標

- ① 電子通信分野における競争を促進すること
- ② 域内市場の機能を高めること
- ③ 市場の力によっては保障されない基本的なユーザの利益を保障すること

メディア、通信及びIT分野の融合を念頭に「電子通信」(electronic communications)の概念を導入し、「通信ネットワーク」と「関連サービス」について、様々な形態にかかわらず単一の枠組みを適用(下図のイメージ)  
→ 技術中立性の確保、共同体全体で調和の取れた規制枠組みの適用を確保するための手続の確立等に寄与

*Content Services*  
(e.g. broadcast content, e-commerce services)

電子通信規制パッケージの対象外

*Communications Services*  
(e.g. telephone, fax, e-mail)

*Communications networks and associated facilities*  
(e.g. fixed, mobile, satellite, cable TV, powerline systems, networks used for radio and television broadcasting)

電子通信規制パッケージの対象

# SMP(Significant Market Power)事業者に対する規制(1)

## SMP事業者に対する規制の趣旨

1999年通信レビューでは、分野特殊な規制と欧州競争法のルール of 適切なバランスを維持し、競争法上の概念を分野特殊な規制に活用すべきとの考え方を示している。

そこで、現行の電子通信規制パッケージでは、

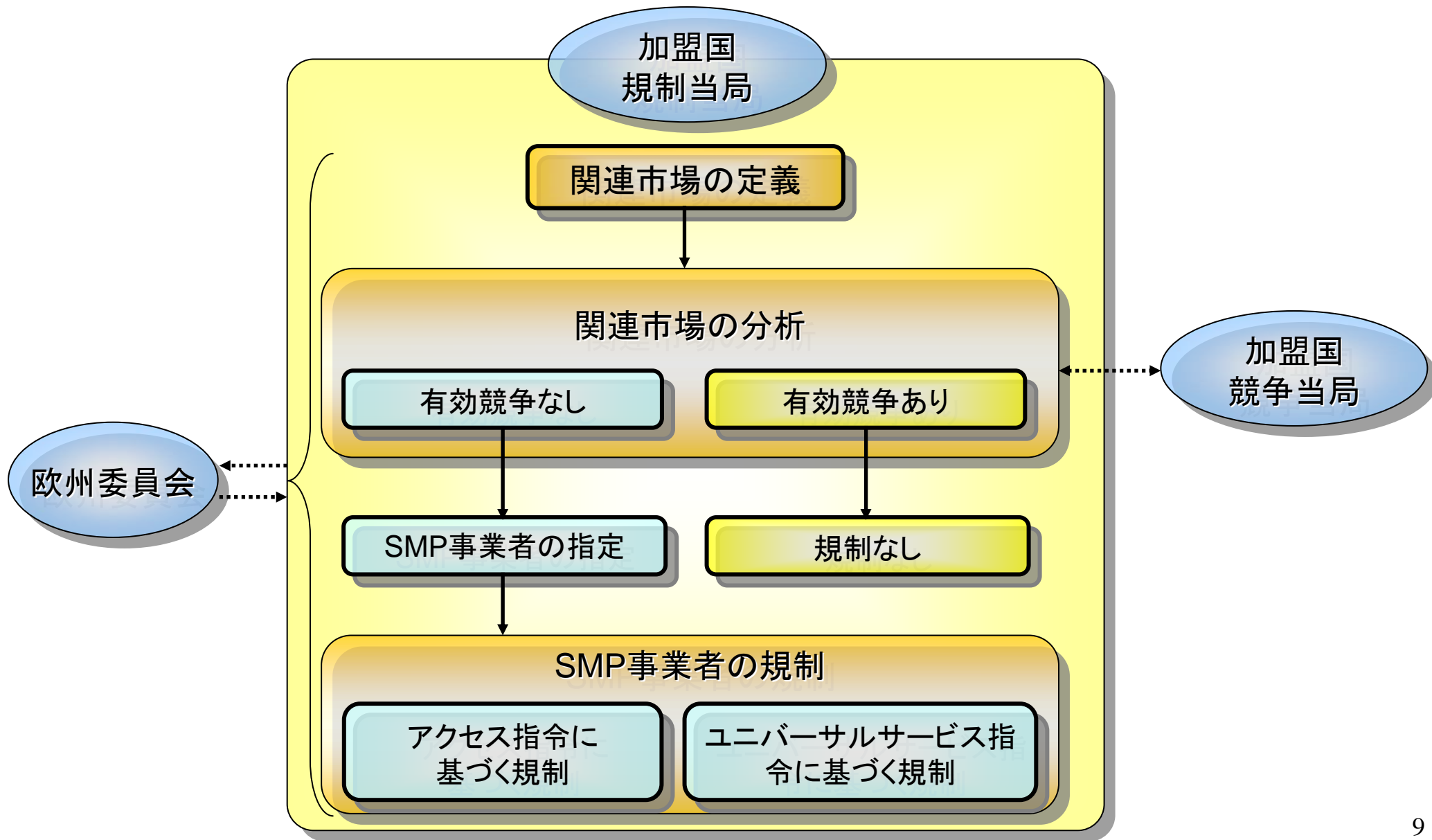
- ① 欧州競争法の原則と調和させるため、SMPの概念を競争法上の支配的地位の概念に依拠させるとともに、
- ② 市場において有効競争が行われていないと判断される場合にのみSMP事業者を認定し、当該事業者に対してあらかじめ一定の義務を課す(非対称規制)  
こととされている。

SMP事業者に義務を課す目的は、当該事業者が、関連する市場における競争を制限し又は歪めるために、若しくは隣接市場において市場力を梃子とするためにその市場力を用いることができないようにすることである。



# SMP( Significant Market Power )事業者に対する規制( 2 )

## 加盟国規制当局による市場分析とSMP事業者の指定の流れ



# SMP(Significant Market Power)事業者に対する規制(3)

## 市場の定義と分析

加盟国の規制当局は、競争法の原則に従い、欧州委員会の

- ① 関連市場勧告(卸売市場と小売市場で計18の市場を定義。次頁を参照)
- ② SMPガイドライン

を最大限に考慮して、各国の状況に合致した関連市場(特に、その領域における特定の関連地理的市場)を定義する。

そして、加盟国の規制当局は、SMPガイドラインを最大限に考慮して関連市場の分析を行い、関連市場が有効に競争的かどうか判断する。

## 市場分析における競争当局との関係

加盟国の規制当局は、市場分析に当たって、必要な場合には競争当局と協力することとされている。競争の評価に関する競争当局の意見は適切なものであり、このような協力は重要である。ただし、市場分析の実施に法的な責任を持つのは規制当局である。

また、加盟国の規制当局と競争当局は、本規制枠組みを適用するために必要な情報をお互いに提供し合うこととされている。

# SMP( Significant Market Power )事業者に対する規制( 4 )

## 欧州委員会による関連市場の定義( 欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)

### 小売レベル

- ①固定公衆電話網へのアクセス  
(住宅用顧客向け)
- ②固定公衆電話網へのアクセス  
(非住宅用顧客向け)
- ③固定市内及び(又は)全国電話サービス  
(住宅用顧客向け)
- ④国際電話サービス  
(住宅用顧客向け)
- ⑤固定市内及び(又は)全国電話サービス  
(非住宅用顧客向け)
- ⑥国際電話サービス  
(非住宅用顧客向け)
- ⑦最小限の専用線一式

### 卸売レベル

- ⑧固定公衆電話網上の呼発信
- ⑨個々の固定公衆電話网上的の呼着信
- ⑩固定公衆電話網における中継サービス
- ⑪ブロードバンド及び音声サービス用メトリックループ及びサブグループへのアンバンドルアクセス
- ⑫ブロードバンドアクセス
- ⑬専用線の終端
- ⑭専用線の幹線部分
- ⑮移動体公衆電話网上的のアクセス及び呼発信
- ⑯個々の移動体電話网上的の呼着信
- ⑰移動体公衆電話网上的の国際ローミングの卸売の全国市場
- ⑱放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

※ 勧告と異なる市場の定義を行う場合には、欧州委員会等との協議が必要

# SMP(Significant Market Power)事業者に対する規制(5)

## SMP事業者の定義(枠組み指令第14条第2項及び第3項)

事業者が、単独で又は他者と共同で、支配に相当する地位、すなわち競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を有している場合には、その事業者は顕著な市場支配力を有するものとみなされるものとする。…(以下略)。

事業者が特定の市場において顕著な市場支配力を有している場合、当該事業者は、これと密接に関係している市場においても顕著な市場支配力を有しているものとみなされることがある。その場合、これら2つの市場が関連性を有するため、一方の市場で有している市場支配力が他方の市場への梃子となることが可能となり、それによって当該事業者の市場支配力が強化されることとなる。

## 共同の支配的地位(Collective/joint dominance)について(SMPガイドライン パラ87)

有効競争が複数の事業者間で成立しない場合において、それら複数の事業者が、顧客及び競争事業者に対し、支配的地位を有する単一の事業者と実質的に同様の地位を有しているならば、これらの事業者は共同の支配的地位を有するとみなされるであろう。

実際問題として、競争が行われていない原因としてこれらの事業者間に何らかのつながりが存在することが考えられるが、欧州委員会は、そのようなつながりが存在することは、共同の支配的地位を認定するに当たっての前提条件とはならないと述べている。

# SMP(Significant Market Power)事業者に対する規制(6)

## SMP事業者の判断基準(SMPガイドライン パラ75)

関連市場において大きなシェアを持たない事業者は市場支配的地位を有しそうにないことから、関連市場におけるシェアは、支配的地位を有するかどうかの重要な判断要素。

- ◇ 50%超 → 支配的地位が推定される
- ◇ 40%超 → 通常、支配的地位が発生し得る
- ◇ 25%程度 → 支配的地位を享受しているとはいえない

なお、シェア算定の基礎は関連市場の特徴により異なる(販売量、売上高等)。

## 関連市場シェア以外の考慮要素(同上 パラ78)

他方、関連市場におけるシェアが大きいことのみをもって市場支配的地位の存在が認定されるわけではなく、次のような要素が考慮される。

- ・事業者の総体的規模
- ・容易に重複し得ないインフラのコントロール
- ・技術的な利点ないし優位性
- ・対抗する購買力の不在ないし低さ
- ・資本市場/金融資源への容易な/優越的なアクセス
- ・製品・サービスの多様性
- ・規模の経済性
- ・範囲の経済性
- ・垂直的統合性
- ・高度に編成された流通及び販売ネットワーク
- ・潜在的競争の不在
- ・拡大への障壁

# SMP(Significant Market Power)事業者に対する規制(7)

## SMP事業者に対して課される義務

関連市場においてSMP事業者を認定した場合は、必要に応じ、原則として卸売市場に関連する責務はアクセス指令第9条から第13条に基づいて、小売市場に関する責務はユニバーサルサービス指令第17条から第19条に基づいて義務を課すこととなる。

※アクセス指令の場合(例)

	内容
透明性の義務(第9条)	▶ 会計情報、技術仕様、供給及び利用に関する条件、料金等の情報を公表
無差別の義務(第10条)	▶ 同等のサービスを提供する他の事業者に対して同等の状況において同等の条件を適用
会計分離の義務(第11条)	▶ 相互接続及びアクセスに関連した特定の活動に関して会計分離の義務を賦課(例: 垂直統合型企業では、卸料金及びその内部移転料金を透明化)
特定のネットワーク設備へのアクセス及び利用の義務(第12条)	▶ 特定のネットワーク要素及び設備へのアクセス <sup>(注)</sup> を第三者に提供 ▶ コロケーション又は管路、建物、電柱の共用等設備の共用を提供 ▶ ネットワーク又はネットワーク設備と相互接続
料金規制及びコスト計算の義務(第13条)	▶ 特定の種類の相互接続及びアクセスの提供に関して、料金をコストに基づくこととする義務を賦課

(注) ネットワーク要素及び関連設備へのアクセスとして、具体的には①加入者回線へのアクセスや加入者回線を通じてサービスを提供するために必要な設備及びサービスへのアクセス、②建物、管路及び電柱を含む物理的インフラへのアクセス、③番号変換又は同等の機能を提供するシステムへのアクセス(ローミングのための固定及び移動体のネットワークへのアクセスを含む。)、④デジタル放送のための条件付きアクセスシステムへのアクセス等が例示されている(アクセス指令第2条(a))。

# 欧州における最近の動向(1)

## 電子通信規制パッケージの見直しに向けた意見募集(2005年11月25日公表)

- ◇ 欧州委員会は、電子通信規制パッケージの最初の見直しに向け、以下の主要論点を提示した上で意見募集を開始。2006年半ばに素案をパブリック・コメント手続に付し、その後欧州委員会で採択し、2006年末には欧州議会に提出するスケジュールを想定。
  - ◆ 全体の論点: パッケージの長所と短所、目的の達成度、今日までに与えた影響等
  - ◆ 個別論点: パッケージの範囲と目的、融合と技術の進展、単一市場の側面、枠組み指令第7条の手続、周波数監理、競争とアクセス規制、認可と利用権、消費者保護、プライバシーとセキュリティ、標準と相互運用性、専用線等

## 「関連製品・サービス市場に関する勧告」における18の関連市場の見直しに向けた意見募集(同上)

- ◇ 欧州委員会は、18の関連市場を規定する上記勧告の改定に向け、以下の主要論点を提示して意見募集を開始。2006年半ばに素案をパブリック・コメント手続に付し、2006年末頃に欧州委員会で採択するスケジュールを想定。
  - ◆ 現行の勧告に列挙された市場の中で、撤回し又は修正すべきものはあるか。
  - ◆ 現行の勧告に追加すべき市場はあるか。
  - ◆ 事前規制が許容される市場を画定するに当たっての3つの指標<sup>(注)</sup>は見直されるべきか。

(注)3つの指標(同勧告パラ9);

- ①構造上、法制上又は規制上のいずれかを問わず高くで一時的でない参入障壁が存在すること
- ②関連する対象期間内に有効競争が生じる傾向が見られない構造であること
- ③競争法の適用だけでは市場の失敗に適切に対処できないこと

# 欧州における最近の動向(2)

## ドイツにおけるブロードバンド網開放に関する最近の動き

### 本件の概要

- 2005年10月、ドイツ連邦ネットワーク庁(BNetzA)は、卸ブロードバンドサービス市場の市場評価案を欧州委員会に通知。
- この案によれば、VDSL(Video Digital Subscriber Lines)による卸ブロードバンドサービスを関連市場(wholesale broadband access)から除き、SMP規制の対象としないことになる。
- 欧州委員会は、11月にBNetzAの市場画定案がEU枠組み指令の規定に沿ったものであるかについて『深刻な懸念』を表明。これにより、2か月間は市場画定の効果は発生せず、その間に欧州委員会は措置の取消しを求めることが可能。

### DTの光ファイバ整備計画(同年9月)

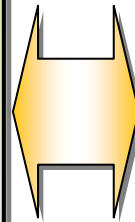
- ①2007年までに、光ファイバとメタルのハイブリッド網(HFC: Hybrid fiber-coaxial network)により、50都市で50Mbpsの高速ブロードバンド接続を提供
- ②光ファイバ網整備の前提として、投資に対する「パイオニアとしての利益」が確保されるよう規制上の特例を求めている

### BNetzAの市場画定案(同年10月)

- ローカルループがHFC等により提供されるVDSLサービスは、
  - ①他のADSLとの代替性は認められない
  - ②一般向けVDSLサービスはエンドユーザ市場が成立せず、その結果卸市場も成立しない
  - ③ローカルループのアンバンドルについて、EU指令上光ファイバによるものは含まれていないとの理由により、現時点においては市場が成立しないと判断。
- なお、銅線、光ファイバ、ハイブリッドの各回線が代替可能になるかどうか、今後2年以内に再調査を実施。

### 欧州委員会の懸念(同年11月)

- 欧州委員会は、同年11月、BNetzAによる上記案について重大な疑問を有しており、次の観点から懸念を表明。
  - ①卸顧客にとって商品がVDSLで提供されるかADSLで提供されるかは無関係であり、技術中立性が確保できない。
  - ②市場画定は将来的な予測を含めて行うべきであり、DTが光ファイバ整備計画を公表している以上、これによる商品が提供可能になると考えるべき。





1. 米国と英国の市場環境の相違

2. EUにおける競争ルールの枠組み

3. 英国における競争ルール見直しの動向

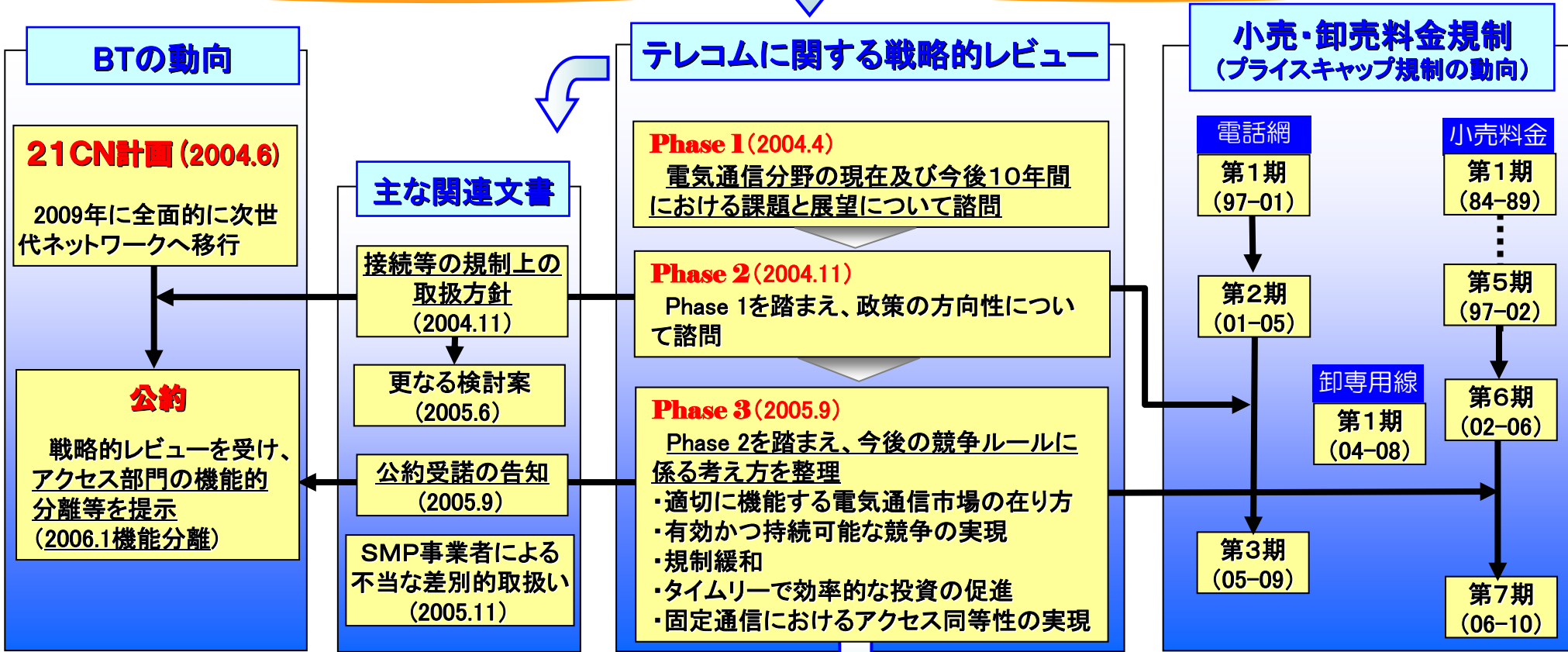
4. 米国における競争ルール見直しの動向

# 英国における競争ルール見直しの動向（全体像）

EU電子通信規制パッケージを受けた2003年通信法→市場分析に基づきSMPを持つ事業者を規制

次世代ネットワークに向けた動きの本格化

IP化によるバリューチェーンの拡大



**今後の取組**

- ・向こう5年間は本レビューの見直しは行わない。
- ・年内に消費者政策について検討開始。
- ・BTの公約履行の状況・効果等について1年以内に評価。
- ・次世代アクセスについての戦略的レビューを実施。(2005末～2006秋)
- ・卸ブロードバンド等について市場分析を実施し、必要に応じてSMP規制を緩和。

# 英国通信法による競争ルールの枠組み

英国は、EU電子通信規制パッケージを2003年通信法において制度化。  
→OFCOMが電子通信事業の参入条件として事業者が守るべきルールを設定。

## 1. 一般条件

- (1)対象： 全ての電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを提供する者
- (2)内容： ①エンドユーザの利益保護  
②サービスの相互運用性とネットワークアクセスの確保  
③公衆電子通信ネットワークの適正かつ効率的な機能の確保 等

## 2. 特別条件

対象： 以下の特定の事業者に対して以下の特別条件を課することができる

(1)ユニバーサルサービス条件(英国全域におけるサービス提供 等)  
ユニバーサルサービス事業者に指定された通信事業者(電子通信ネットワーク又は電子通信サービスの利用に関連して使用可能な電話帳提供条件及び使用可能な番号案内機能供用条件の場合を除く) 等

### (2)特権事業者条件(会計分離、公表 等)

あらゆる非通信サービスの提供に関し、特別な又は独占的な権利を享受している公衆通信事業者であって、関連機能のみに関係のある事業者でないこと

### (3)接続関連条件(相互接続 等)

- (a)一連の電子通信ネットワークにより提供される公衆電子通信サービスの最終利用者に対して終端点間の接続を保障するために、当該ネットワークへの相互接続義務等を課される者
- (b)その他、電子通信ネットワークを提供する者又は関連設備を供用させる者

### (4)SMP条件(接続料規制、料金規制 等)

#### ①SMPサービス条件

電子通信ネットワーク及び電子通信サービス市場において、顕著な市場支配力を有するとOFCOMが判断した者

#### ②SMP機器条件

電子通信機器提供事業者及び電子通信機器市場、顕著な市場支配力を有するとOFCOMが判断した者

# 英国における市場分析の概要

英国では、EU枠組み指令及び2003年通信法を受け市場分析を実施。

## 1st ステージ：市場の画定（関連市場の定義）

- ◆ 同一市場含まれる関連製品、市場の地理的広がりを考慮
  - ①小売市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
  - ②卸市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
- ◆ 具体例に基づき、同一市場に含めるべきか否かについて検討

## 2nd ステージ：SMP事業者の有無の検討

- ◆ 欧州委員会及びOFTELのSMPガイドラインを考慮し、単独支配及び共同支配（※）を検討
  - ①単独支配の検討基準：市場シェア、技術的な有利性、参入障壁（規模の経済等）
  - ②共同支配の検討基準：参入障壁、市場シェア、市場の成熟度、技術の成熟度、利益及び価格設定、需要や事業者変更等の弾力性、対抗購買力、類似費用構造、過剰容量、透明性、報復メカニズム等

※共同支配の有無：事業者間に明示的な合意がなくても、製品の種類、価格設定に対する戦略等における並行行動を確保するための企業間相互依存関係が存在するかどうかで決定。

## 3rd ステージ：SMP事業者に対する適切な規制の提案

- ◆ 課すべき規制について、市場の特徴に応じて選択肢を提示して検討を行う
- ◆ 市場分析の結果、SMP事業者が存在しないと認められる市場については、当該市場における規制を撤廃

# 英国における市場分析とSMP規制(1)

市場分析に基づき画定した各市場においてSMPを判断。欧州指令上の18市場のうち、17市場について市場分析に着手(放送伝送市場は分析中。)済み。

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
固定ナローバンド小売サービス市場	1~6	03/11/28	住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、住宅向け国際電話市場、ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場等15市場(Hull地域は17市場) ※ ビジネス向け国際市場については競争的と判断	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○役務提供に関し、特定の者又は特定の属性の者に対する不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○提供料金、提供条件の公表</li> <li>○これらに変更があった場合の届出(24時間以内)</li> <li>○住宅向けアナログ回線サービス市場、住宅向け国際電話市場等7市場について、プライスカップ規制(BTのみ)</li> </ul>
固定ナローバンド卸回線、発信、伝送市場	8,10	03/11/28	卸住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、卸ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場等 9市場(Hull地域以外) 6市場(Hull地域)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○約款の公表、提供料金、技術的情報の届出等</li> <li>《以下は、BTに対する追加的規制》</li> <li>○プライスカップ規制</li> <li>○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表</li> <li>○公衆網再販、定額インターネットアクセスサービスの提供等</li> </ul>
固定地理的着信市場	9	03/11/28	各事業者の固定地理的着信市場(計54)	全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>《以下は、BT、キングストンに対する追加的規制》</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○費用に係る会計情報、小売・卸両部門の会計、約款の公表</li> <li>○提供料金の変更の場合における事前届出</li> </ul>
卸国際サービス市場	—	03/11/18	通信経路ごとの市場(計235市場)のうち、BTについては108市場、C&Wについては4市場 ※ 日本、米国等123市場については競争的と判断	BT、C&W	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金の届出</li> <li>○小売部門と卸売部門の会計分離(BTのみ)</li> </ul>
卸移動体音声着信市場	16	04/6/1	卸移動体着信市場(2G) ※ 3Gについては規制を差し控え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・O2</li> <li>・オレンジ</li> <li>・Tモバイル</li> <li>・ボーダフォン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○契約条件の制定又は変更する場合、OFCOMへ写しを提出</li> <li>○提供料金変更の場合、事前届出</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハチソン3G</li> <li>・インクアム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提供料金変更の場合、事前届出</li> <li>○通信量についてOFCOMに報告(ハチソン3Gのみ)</li> </ul>

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている

# 英国における市場分析とSMP規制(2)

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
公衆網における移動体アクセス、発信市場	15	03/8/4	－ (競争的と判断)	－	－
卸定額ナローバンドインターネット着信市場	－	03/11/28	卸定額ナローバンドインターネット着信市場 (Hull地域のみ) ※ その他の地域については競争的と判断	キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○ 不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○ 約款の公表</li> <li>○ 提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> </ul>
卸ブロードバンドアクセス市場	12	04/5/13	非対称ブロードバンド発信市場、ブロードバンド伝送市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○ 不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○ 約款の公表</li> <li>○ 提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> <li>○ 小売マイナス料金</li> <li>○ 会計分離 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○ 新たなアクセスに対する要求事項の設定</li> </ul>
専用線市場	7,13,14	04/6/24	小売低速従来型専用線市場、卸低速・高速従来型対称ブロードバンド発信市場、卸代替型対称ブロードバンド発信、卸幹線部分市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正かつ合理的な条件による提供</li> <li>○ 不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○ LRICに基づく原価算定</li> <li>○ 料金、伝送、保守その他の提供条件の公表</li> <li>○ プライスキャップ規制(BTのみ) 等</li> </ul>
卸加入者回線アクセス市場	11	04/12/16	卸加入者回線アクセス市場	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○ 不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○ LRICに基づく原価算定</li> <li>○ 約款の公表</li> <li>○ 提供料金、提供条件、技術的情報の届出 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○ 新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表</li> <li>○ 財務状況の報告</li> <li>○ LLU(ローカルループ・アンバンドリング)の提供(コロケーションを含む)</li> </ul>
放送伝送サービス	18	現在分析中	(鉄塔・サイトへの接続市場、放送伝送サービス市場)	(ntl、CrownCastle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○ 不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○ コスト指向の料金</li> <li>○ 約款の公表</li> </ul>

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている

# 【参考】非対称規制～NTT東西とBTの比較

## NTT東西

## BT

### 小売（役務提供） 料金規制

- 指定設備を用いて提供する役務
  - ・ 指定電気通信役務：保障契約約款の届出  
(→市内電話、公衆電話)
  - ・ 特定電気通信役務：プライスカップ  
(→市内電話、ISDN、専用線等)
- 基礎的電気通信役務：契約約款の届出  
【非規制】ADSL等

- SMPが認定された市場における役務：
  - ・ プライスカップ (RPI-X)  
(住宅向け通話、アナログ専用線 等)
  - ・ 提供料金の届出・公表

【非規制】ブロードバンド通信等

### 卸売（接続） 料金規制

- 不可欠設備として指定された電気通信設備：
  - ・ 接続料の認可・公表
    - LRIC方式 (→PSTN等)
    - 将来原価方式 (→加入者光、地域IP網等)
    - 実績原価方式 (→加入者光、専用線、中継光等)
    - 小売マイナス方式 (→専用線、ISDN(1.5M))

【非規制】IP電話専用ルータ、DSLAM等

- SMPが認定された市場における役務：
  - ・ プライスカップ (RPI-X)  
(→PSTN、専用線等)  
※ PSTNの初期値はLRIC方式により算定
  - ・ シーリング料金 (→LLU、公衆網再販)  
※ 1997年以降の実績原価をベースに算定
  - ・ 小売マイナス方式 (→ATM接続料)
  - ・ 提供料金の届出・公表

【非規制】中継交換機間伝送、一部の国際通信等

### 指定の要件

- 都道府県ごと、占有率が50%を越える加入者回線を有する場合、当該回線及びそれと一体として設置する電気通信設備を指定設備に指定。

- 市場分析により、市場シェアが40%以上の場合等に当該市場におけるSMP事業者として指定 (その他、事業者規模、容易に複製できない設備の管理、垂直的統合性等を勘案して指定)

### その他の 規制

- 不当な差別的取扱いや不当な規律・干渉の禁止
- 接続条件等の認可・公表
- 接続会計上、設備管理部門と利用部門の会計分離
- 接続会計の報告義務
- 情報の目的外利用の禁止
- 特定関係事業者との間のファイアウォール

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 提供条件等の届出・公表
- 卸売部門と小売部門の会計分離
- 財務報告義務
- サービス品質の公表
- 小売部門、卸売部門、アクセス部門間のファイアウォール

# テレコムに関する戦略的レビュー（総論）

## 検討の背景

- これまで英国で進めてきた「設備競争」（1991～1997）と「サービス競争」（1997～）は不十分な結果。

### 「設備競争」の観点：

→期待したほど競争が進展せず。

例)加入者回線シェア

BT 97%、マーキュリー 3%(1990年末) → BT 83%、マーキュリー 7%、CATV 7%、その他 3%(1997年末)

### 「サービス競争」の観点：

→サービスベース事業者はBTによる卸アクセス商品提供の遅延と不十分さに直面。

例)加入者回線のアンバンドルが2000年に実施されたものの、2004年1月時点で実際にアンバンドルされている回線数は9,000(全体の0.03%)

(出典：テレコムに関する戦略的レビュー)

- 従来の手法（BTに詳細な「規制の網」をかけること）は、IP化の進展によりバリューチェーンの様々なレイヤーにおいて競争が進む中では、ネットワークと技術の発展を阻害する可能性あり。
- アクセス網における経済的ボトルネックは未だ解消されず。（BTの有するボトルネック設備へのアクセスに係るBTと競争事業者間の同等性が不十分。）

第1フェーズ  
(2004.4)

課題の設定

第2フェーズ  
(2004.11)

政策の方向性の提示

第3フェーズ  
(2005.9)

具体的な対応策の提示

13年ぶりの電気通信  
政策の抜本的な見直し



# テレコムに関する戦略的レビュー（第1フェーズ）

## 第1フェーズ(2004年4月22日発表)

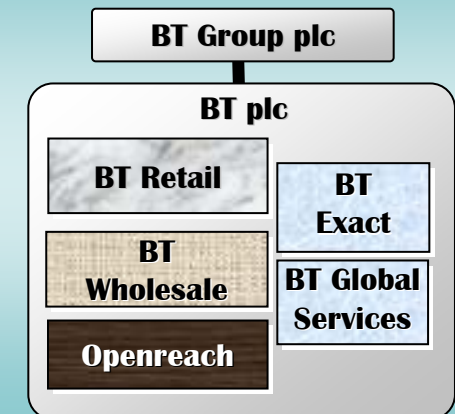
### 電気通信分野の現在及び今後10年間における課題

1. 市民である消費者の利益に照らし、十分に機能する電気通信市場において重要となる特質は何か？
2. 英国の電気通信市場において、効果的で継続可能な競争はどのようにすれば達成できるか？
3. 規制を大きく削減する機会はあるか。削減した場合、既存事業者の市場支配力はどうなるか？
4. OFCOMはどうやって、事業者による次世代ネットワークへの効果的で時宜にかなった投資を促進できるか？
5. 1984年以来、BTの事業分割が行われたり、ほぼ全ての事業が統合されたり、紆余曲折を経たが、これらはまだ問題となるか？

### 【参考】 BTの構造分離・統合の経緯

- 1981年 ・英国電気通信法制定により、電気通信公社設立
- 1984年 ・電気通信公社を民営化し、BT設立
- 1997年 ・BTの完全民営化
- 2000年 ・固定電話事業をBT RetailとBT Wholesaleに分割  
・BT Wireless(携帯電話等)、BT Ignite(事業者向けIPサービス関連事業)、  
BT Openworld(一般向けインターネット事業)、Yell(電話帳事業)の4部門を設立
- 2001年 ・BT Group plc(持株会社)設立  
・BT Wireless(現: O2)を完全分離し、Yellを売却  
・BT plc(地域・長距離)の内部でBT Retail(含: BT Openworld)、BT Wholesale、BT Exact(R&D等)、  
BT Global Services(前 BT Ignite: 国際システムソリューション)の事業部門に分離
- 2005年 ・アクセスサービス部門としてOpenreachを設立(2006年1月運営開始)

### 【現在のBTの組織】



# テレコムに関する戦略的レビュー（第2フェーズ-1）

## 第2フェーズ(2004年11月18日発表)

### 1. 新たな規制原則

- インフラの、競争が効果的かつ持続的に行われる最深レベル<sup>※</sup>における競争の促進  
※ 人口密集エリアではLLU、その他のエリアでは中継回線や基幹網へのアクセスに基づく競争となる。
- インフラの最深レベルにおける真に平等なアクセス (real equality of access) の確保に焦点を当てた規制
- 他のレベルにおいては、競争の条件を踏まえた上での規制の緩和
- 透明な規制アプローチによる、効果的かつ時宜を得た投資に好ましい環境の促進と技術革新の刺激
- 異なる商品・地域に応じた異なる規制方策の考慮
- 無線サービスなど新技術の採用による、長期的にボトルネックを解消しうるような市場参入の創出
- 情報通信のバリューチェーン全体のうち、ボトルネックが存在しない部分についての軽いタッチ (light-touch) の経済的規制

# テレコムに関する戦略的レビュー（第2フェーズ-2）

## 2. 新たな規制原則を実施するためのアプローチ

### オプション1：完全な規制撤廃

- 現行の規制の枠組みを完全に撤廃し、代わりに苦情解決のための事後的な競争法に依ることで、固定回線市場における介入を大幅に減らす。
- BTが引き続き市場支配力を有していると考えられる点を考慮すると、競争を促進せず、消費者に最高の利益をもたらすものとは考えられない。

### オプション2：企業法の適用（BT分割）

- OFCOMが、「2002年企業法（Enterprise Act 2002）」に基づき市場調査を行い、場合によってはBT分割も視野に入れた構造的な改善策を競争委員に諮問することができる。
- 混乱を伴い、費用がかかり過ぎるため適当ではない。

### オプション3：BTへの「真に同等なアクセス」の義務づけ

- 商品レベルの同等性（他事業者がBTリテールと同等の卸商品を同一価格かつ同等の取引プロセスでアクセスできること）の確保とBTの組織・行為の変革。
- 経済的ボトルネックに焦点を当てた効果的な規制の導入→アクセス網中心の規制。その他の卸市場や小売市場 規制緩和。



OFCOMはオプション3を推奨

# テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-1）

第3フェーズ(2005年9月22日発表)

## 課題への回答と具体的な対応策

### 1. 適切に機能する電気通信市場の在り方

- ・有効な競争のためには、消費者のインフォームド・チョイス(十分な説明を受けた上での選択)と事業者選択の切り替えの容易さが実現していることが必要であり、特に弱者に焦点を当てた対応措置が重要  
⇒ OFCOMは、消費者政策について、今後さらに幅広い観点からレビューを実施

### 2. 有効かつ持続可能な競争の実現

#### ・OFCOMが取り組むべき課題

インフラの最深レベルでの競争の促進(LLUの促進)、長期的に経済的ボトルネックを除去するような市場参入の創出。

#### ・固定通信

依然として経済的ボトルネックが存在しており、アクセスの同等性が確保されるべき。  
規制が効果的になれば、その他の部分の規制を緩和することが可能。

#### ・バリューチェーンの拡大

電気通信のバリューチェーンは端末、ソフトウェア、アプリケーション等に拡大しているため、OFCOMは、拡大したバリューチェーンにおける競争上の問題を注視し、必要に応じてあらゆる手段を講じられるようにしておく。

# テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-2）

## 3. 規制緩和

### 1)住宅向け音声サービス

- ・BTが目的に応じた (fit-for-purpose) ※卸売回線レンタル商品を提供していると認められれば、小売市場におけるプライスキャップ規制を緩和（「RPI - RPI」→「RPI + 0%」）する方針（本年10月にパブリックコメント）。
- ・現行の小売料金規制の適用期限である2006年7月までに、小売ナローバンド市場におけるSMP規制の要否について、検討を行う予定。

※ 競争事業者がBTのWLR商品を利用して、顧客のニーズに応え、効果的な競争ができること。

### 2)ビジネス向け小売サービス

- ・BTがSMPを持つビジネス向け小売サービス（回線、通話、専用線）については、バンドルして割引を行うことが禁止されているが、当該サービスが複製可能(replicable) ※と認められた場合は、バンドルして割引を行うことを認める方針（本年7月にパブリックコメント）。
- ・また、BTのSMP商品が複製可能と認められた場合、一部を非公表価格で販売することについても認める方針（本年9月にパブリックコメント）。
- ・ビジネス向け小売サービス市場に対する全体的な市場分析は、2006～2007年に実施。

※ BTの卸商品が、自らの小売部門に提供されるのと同等の方法で競争事業者にも提供されること。

### 3)専用線(地理的な分析)

- ・地域ごとに市場画定が行えるか、また、SMP規制を変えられるか検討するため、現在競争状況を調査中であり、調査結果については本年末にパブリックコメントを実施予定。
- ・地域ごとの市場画定の必要性を裏付ける結果が得られた場合は、関連市場に対する全体的な市場分析を実施。また、同一地域において規制を変える必要性を裏付ける結果が得られた場合は、2006年前半にパブリックコメントを実施予定。

# テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-3）

## 3. 規制緩和

### 4) 卸国際サービス

- ・BTとC&Wが依然として卸国際サービス市場においてSMPを持っているか市場分析中。  
（年末頃パブリックコメントを実施予定。）

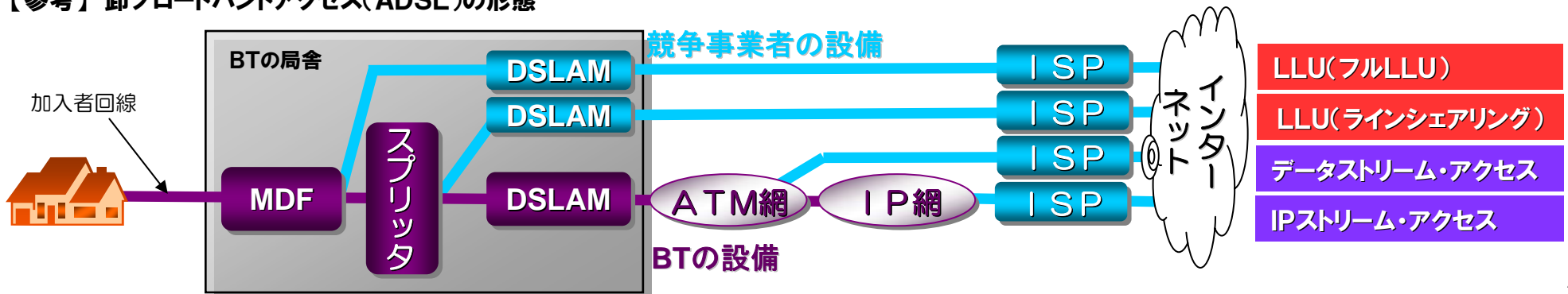
### 5) 卸ブロードバンドアクセス

- ・2004年の卸ブロードバンドアクセスの市場分析では、LLU(ローカル・ループ・アンバンドリング)ベースの競争の結果として競争圧力が高まれば規制緩和を行いうるが、現状に鑑みれば、全国規模でLLUベースの競争が活性化する可能性は少ないと結論。
- ・次回(2006年)に実施する市場分析では、LLUの進展がブロードバンド市場に与える影響に焦点を当てる予定。
- ・この前段階として、地域ごとに規制を変える場合があり得るか、あり得るとすれば、①如何に地域の違いを定義すべきか、②それにより消費者に如何なる影響があるかを検討する予定。

### 6) 卸固定ナローバンドサービス

- ・本年8月、BTが一部の中継系サービスについてSMPを持っていないとしてSMP規制の撤廃するとともに、その他のサービスについてもプライスカップ規制を緩和。

【参考】 卸ブロードバンドアクセス(ADSL)の形態



# テレコムに関する戦略的レビュー（第3フェーズ-4）

## 4. 次世代ネットワークへの効果的かつ時宜を得た投資の促進

- ・次世代ネットワークへの効果的かつ時宜を得た投資を促進するためにOFCOMは、
  - ア) 統一性・透明性のある規制アプローチを採ること
  - イ) 経済的ボトルネックを有する設備に対するアクセスの平等性を確保すること
  - ウ) 投資のリスクに見合ったリターンを認めることが必要。
- ・アクセス網については、複雑かつ重要な論点が多数存在するため、「次世代アクセスについての戦略レビュー」を実施。（最終文書は2006年秋に公表予定。）

## 5. 固定通信におけるアクセス平等性の実現

- ・OFCOMは、商品レベルでの同等性の確保及びBTの組織改革によりアクセスの同等性を実現するアプローチを選択し、BTの「公約」を受諾
- ・今後、OFCOMとして「公約」実行へ完全な関与と規制アプローチの成否の評価が重要。
- ・特に評価に当たっては、公約の遵守状況のみならず、規制アプローチ全体が企業・消費者にとって所期の成果をあげているかどうかの検証が重要。

## 6. 今後の取組

- ・BTの公約履行状況について最初の12ヶ月間評価を行い、「履行レポート」を公表。
  - 1年以内に公約の実現状況及び効果について評価予定。
- ・本レビューはこの先5年間は見直しを行う予定はない。

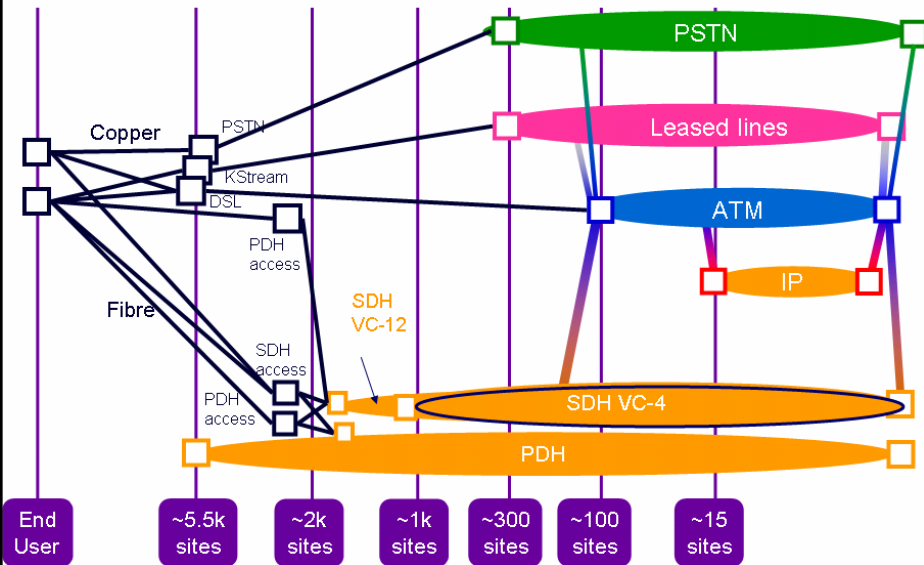
# BTの次世代ネットワーク移行計画（1）

BTは、2004年6月、IPネットワークへの移行計画「21CN(21st Century Network)」を発表。

- ・IP化により、既存の複雑なネットワーク・アーキテクチャを大幅に簡素化・効率化  
→ 既存のサービスごとの多層的なネットワークは、単一のマルチサービス・ネットワークへと変更
- ・2008～2009年度までに、年間10億ポンドのコストの削減を見込む。

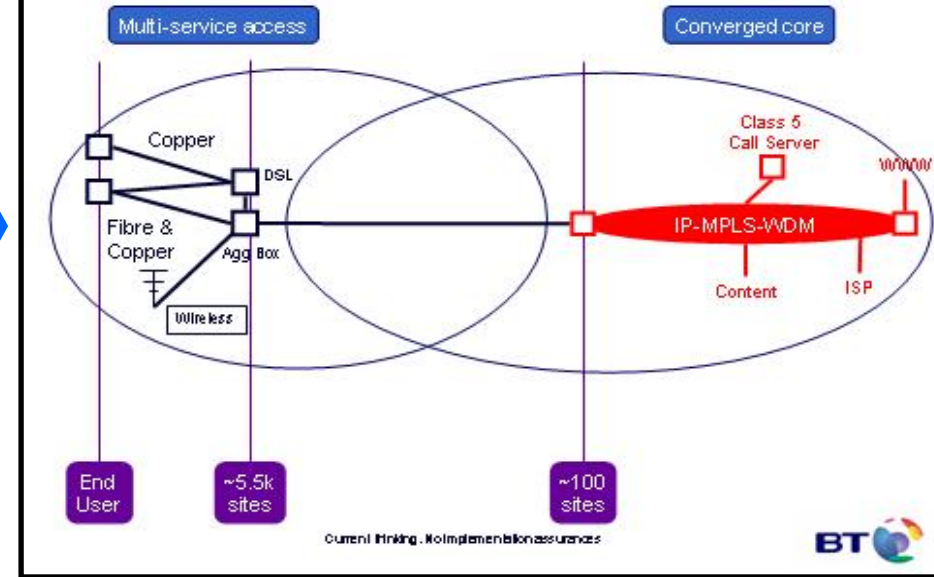
【既存のネットワーク】

21CN - our current network



【新しいネットワーク】

21CN - our simplified network



(出典: BT報道資料)



# BTの次世代ネットワーク移行計画（2）

## 鍵となる指標(key milestones)

BTは、21CNに移行するために技術的・経済的分析を行った結果、鍵となる指標を次のとおり定めている。

(一例)

- 2004 PSTNからIP網への試験移行開始
- 2005 マルチサービス・アクセス・ノード等によるブロードバンドの成長
- 2006 PSTNからIP網への本格移行開始
- 2007 非PSTNサービスへの大規模な移行を開始
- 2008 PSTNからIP網への移行度が50%超
- 2009 ほぼすべての利用者がIP網を利用可能に

## 21CN - key milestones



(出典: BT報道資料)

# BTの「公約」(1)

- ・OFCOMは、電気通信分野において競争阻害のおそれがある事案を競争委員会(Competition Commission)に付託する権限を有していると同時に、競争委員会への付託に代えて自らの判断で対象者との間において法的拘束力を持つ「公約(undertaking)」を受諾することが可能。
- ・OFCOMは、今後のBTの在り方に関し、BT分割につながりうる競争委員会への付託を行わない代わりに、BTから提出された組織改革を含む「公約」を受諾することにつき、決定。(2005年9月22日)

## 1. 公約の概要

### 1. 真のアクセスの同等性を実現

- ・特に重要な卸売製品(卸回線レンタル、ローカルループアンバンドリング等)については「投入の同等性」\*を確保。
- ・その他の卸売製品にも「結果の同等性」を適用し、透明性を高める。

※「投入の同等性」:「①BTリテールを含む全ての通信事業者に対し、同一の商品を」「②同一の所要時間、条件(料金及びサービス水準を含む)において」「③同一のシステム及び手続により提供する」こと。これには、BTリテールを含む全ての通信事業者に対し、商品、サービス、システム及び手続に関する同一の商業情報を提供すること、特にBTリテールと他の通信事業者は、同一の方法、同一の信頼性、パフォーマンスをもって、システム及び手続を利用することが含まれる。

### 2. アクセスサービス部門(AS)の新設(後述)

### 3. BTホールセール部門の組織内分割(後述)

### 4. BTグループの内部コンプライアンスを任務とする「アクセス平等性委員会(EAB: Equality of Access Board)」の設置

- ・委員数は5名で、うち委員長はBTグループの非常勤取締役が、3名は社外の独立した人物が務める。\*
- ・BTの公約の遵守状況について監視し、BTグループの役員会及びOfcomに報告する。
- ・BTに対して改善策を提案することが出来、BTはその提案についてしかるべき考慮をしなければならない。

※ BTは2005年10月に非常勤取締役のCarl Symon氏を委員長としてEABを発足させ、11月1日より業務を開始させている。

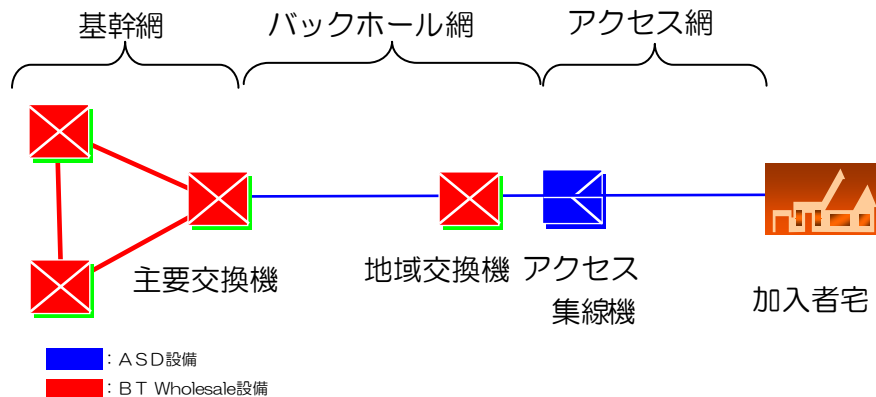
### 5. 次世代ネットワークの設計と構築に当たっての措置(後述)

# BTの「公約」(2)

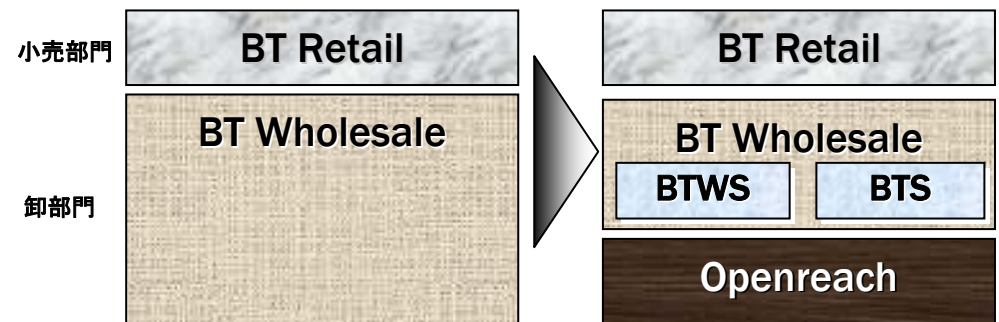
## 2. BTの組織再編・組織内分割等について

- BT内部に、アクセス網とバックホール網の物理層及び伝送層に係るSMP商品を取り扱う「アクセスサービス部門」(AS)を設置し、他部門からバーチャルに分離。
  - ・物理層に係る資産(管路、光ファイバ、銅線等)についてのみ管理・運用を行い、伝送層に係る資産(交換機、ルータ等)については行わない。
  - ・BTグループ内部での独立性を確保するための遮断措置(会計分離、CEOのBT常務会役員兼務の禁止、経営陣の活動拠点の他部門からの物理的隔離、別個のブランド名の使用等)をとる。
  - ・BTグループの他部門とは、他事業者と同一の公表された条件によって取引を行う(「投入の同等性」)。
- グループ内部における不適切な情報流用や影響力の波及を防止するため、卸部門「BT Wholesale」を組織内分割。
  - ・SMP規制の対象となる商品(ASにより管理される商品を除く)を管理する「BTWS」と、他事業者にとって重要なその他の商品を管理する「BTS」を設置。
  - ・BTWSとBTS間には、報奨制度、情報流通、政策企画等において、ASと他部門間、BT RetailとBT Wholesale間と同様の遮断措置を規定。
- Ofcomによる公約受諾と同日、BTはASを「Openreach」の名称で発足させることを発表し、2006年1月からの業務開始に向けて現在準備を行っているところ。

アクセスサービス部門とその他の部門の切分け



BTの組織内分割図



# 【参考】テルストラ(豪州)の組織再編

## 1. 目的

テルストラの卸売サービスにおける透明性と同等性の促進

## 2. 再編に係る経緯

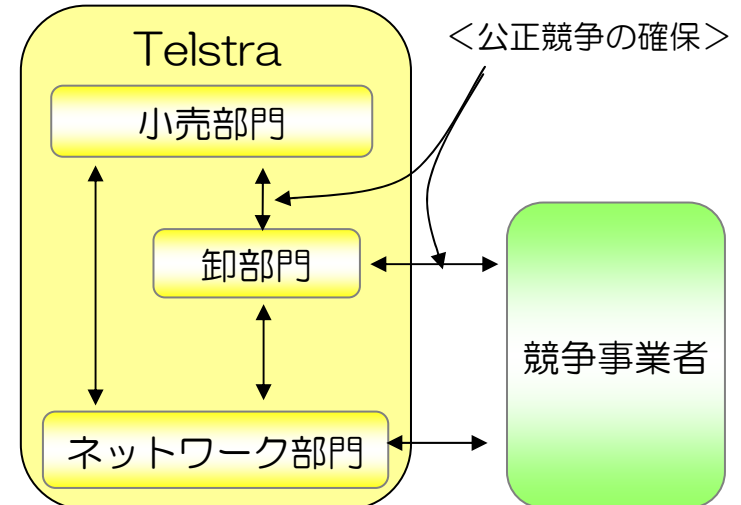
- 1991年 国営通信事業者のTelstraを政府が株式を100%保有し、特殊会社化
- 1997年 電気通信法改正（全電気通信市場における参入規制撤廃 等）
- 1999年 民営化強化法により、政府のTelstra株保有率は50.1%に  
ユニバーサルサービス提供義務を導入（固定音声通信サービス、公衆電話サービス 等）
- 2000年 ローカルループアンバンドル提供義務を導入
- 2002年 Telstraの会計上の分離を導入
- 2005年9月 完全民営化関連法案が成立
- 2006年秋頃 政府保有株売却による完全民営化見込み

※ 外資規制（1社当たり5%以下、外資合計35%以下）は維持

## Telstraの運営分離

- Telstraを小売部門、卸部門、ネットワーク部門に分離（運営分離）し、卸サービスにおいて、Telstraの小売部門とそれ以外の小売事業者との公正競争を確保。  
(この運営分離に併せ、各部門ごとの社屋の分離、各部門の業績に基づいた給与体系の導入を実施予定。)
- 2009年7月までに、Telstraの市場支配力、運営分離の費用対効果等を勘案し、本運営分離についてレビューを行う。

## イメージ図



# BTの「公約」(3)

## 3. 次世代ネットワークの設計と構築に当たっての措置

- BTは「公約」の中で、IPベースの次世代ネットワークの設計・構築等に当たって以下の措置を採ることとしている。
  - ・他事業者へのアンバンドルされた次世代ネットワークへのアクセスを供給するSMP商品の提供を確保するとともに、他事業者及びOfcomとの事前協議なしにこれら商品の提供を妨げるような設計の決定を行わない。
  - ・次世代ネットワーク上で提供されるSMP商品の料金は、当該商品を提供する上で、
    - ① 合理的に可能な範囲内で
    - ② 最も効率的な方法により次世代ネットワークを設計・構築した場合に発生すると見込まれるコストをベースに設定。  
(なお、SMP商品の再設計が必要となった場合であっても、他事業者から関連コストを回収しない)
  - ・次世代ネットワークへのアクセスに関するSMP商品に関して「投入の同等性」が確保されるように次世代ネットワーク及び関連システムを設計。
  - ・次世代ネットワーク上のSMP卸商品が競争事業者に利用可能となるまで、対応する次世代ネットワーク上の小売商品の提供を行わない。
  - ・相互接続条件の変更等(接続場所の移動、システム変更等)により、BTのネットワークにアクセスする他事業者に追加的に発生するネットワーク費用について、変更がどの程度一方的に決められたか等の点を考慮し、補償
  - ・次世代ネットワークへの移行を管理するために設置される業界のフォーラム(次世代ネットワークCo)に参加
  - ・次世代ネットワークの運営上の紛争を調停するための運用紛争調停者制度への参加 等

# SMP事業者による不当な差別的取扱い

**OFCOMは、2005年11月15日、SMP事業者による不当な差別的取扱いに関するガイドラインの見直しを発表。**

## 1. 背景

- ・OFCOMは、SMP事業者に対して、関連ネットワークの接続又は関連設備の利用に関する事項につき、特定のもの又は特定の種類の者を不当に差別しないよう義務付けることが出来る(2003年英国通信法第45条及び第87条)。
- ・「不当な差別的取扱い」の判断基準である、「新たなEU指令に基づくアクセスの義務付け(2002年9月13日)」について、2003年通信法の施行後の実態を踏まえ、見直しを行うもの。

## 2. 新ガイドラインの概要

取引条件の差異が、

- I. 顧客の状況を反映したものと客観的に正当化できるか
  - II. 過去、現在、将来において競争を阻害する可能性があるか
- について検討し、「不当な差別的取扱い」に当たるかを判断。

### 1. 一般的ケース

「客観的正当性」、「競争阻害性」についてOFCOMに挙証責任

### 2. 特殊ケース

垂直統合的にサービス提供をしているSMP事業者が、競争事業者に比べ自社の小売部門に有利な取引条件(価格以外)を提示するような場合を特殊ケースとし、「不当な差別的取扱い」の推定が働くものとする。

→「客観的正当性」、「競争阻害性」について当該SMP事業者に挙証責任

# BTの次世代ネットワークに関する取扱い指針

**OFCOMは、2005年6月30日、次世代ネットワークを前提とした競争政策上の課題に関する方針案を公表。**

(2004年11月に発表した案に対するパブリックコメントを踏まえた修正案。2005年8月12日までパブリックコメントを実施)

○ 本件文書において示された事項の多くは前述のBTの「公約」に取り入れられているが、その他以下のような論点についてOFCOMは方針案を打ち出している。

・次世代ネットワークに対する投資環境の整備のための接続料設定

・既存のSMP商品の取扱い

(→既存SMP商品については、当該商品への合理的な需要がなくなった時、あるいは次世代ネットワーク商品が十分な代替品となった時をもって廃止すべき)

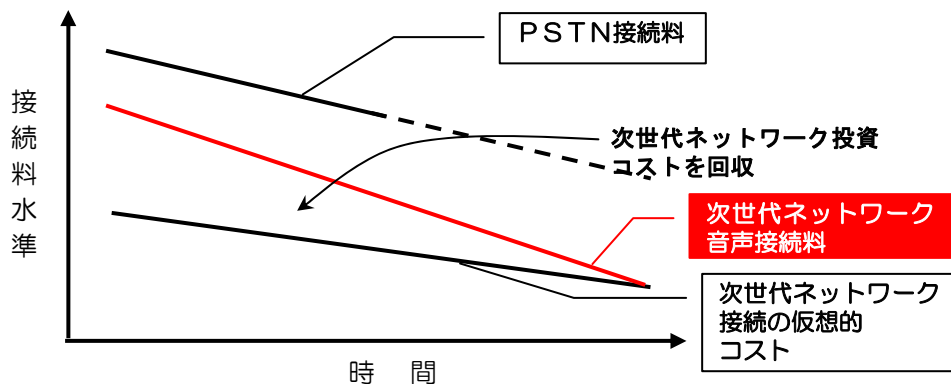
・次世代SMP商品の取扱い

(→他事業者とOFCOMに諮ることなく次世代ネットワークの設計に関する意思決定を行ってはならない)

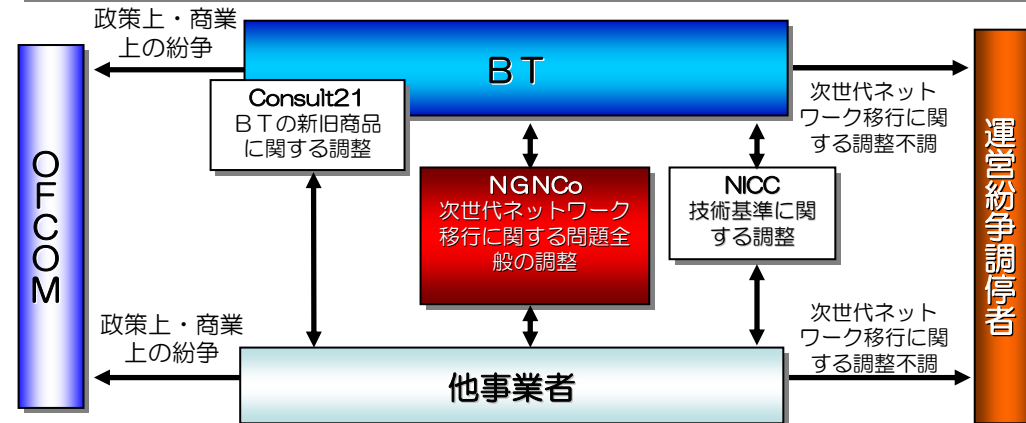
・業界主導の次世代ネットワーク推進体制(2つの機関(NGNCo※、運営紛争調停者)の新設を含む)等

※業界によるフォーラム(multilateral industry group)

## 次世代ネットワークに対する投資環境の整備のための接続料設定



## 業界主導の次世代ネットワーク推進体制



1. 米国と英国の市場環境の相違

2. EUにおける競争ルールの枠組み

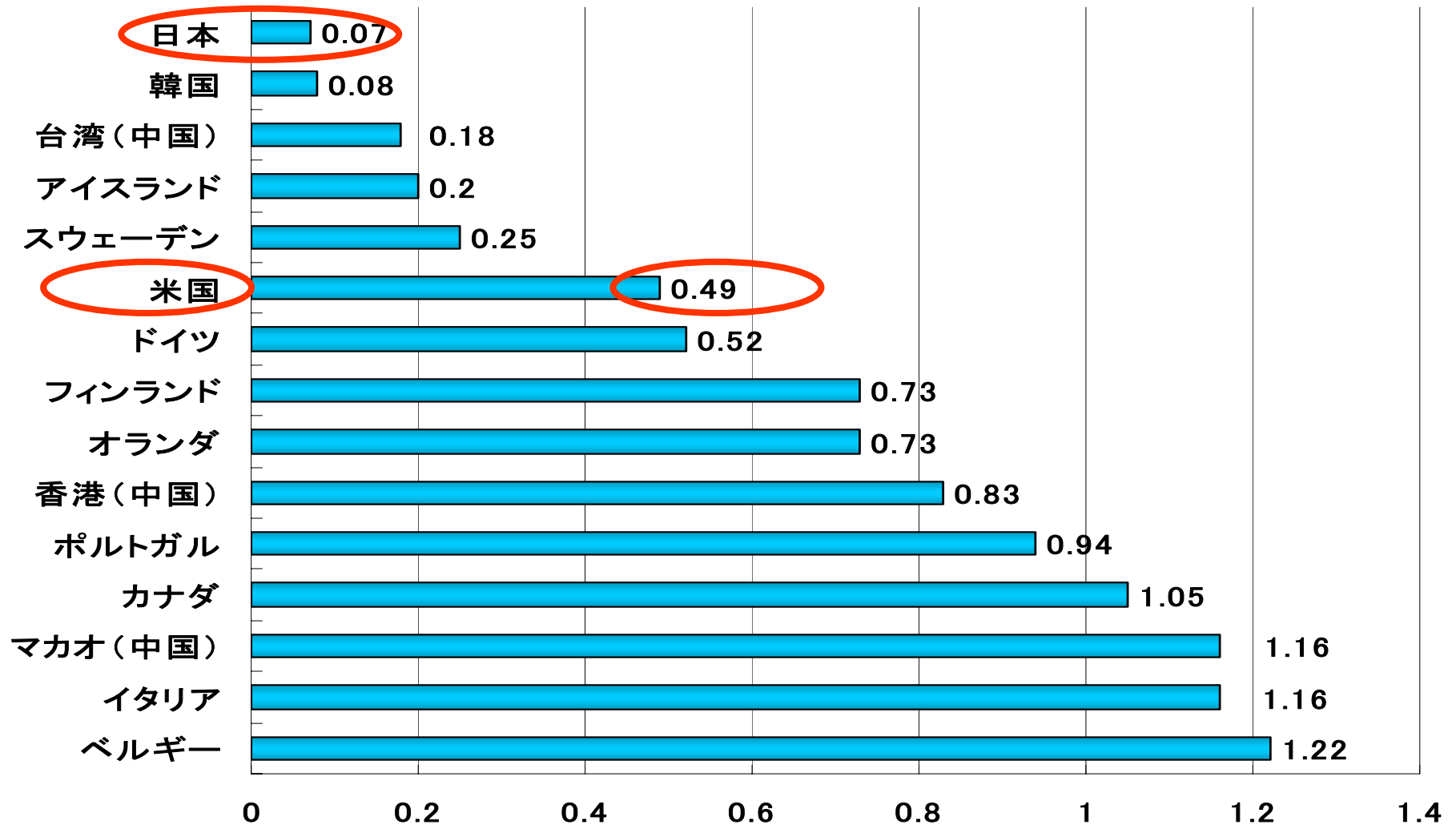
3. 英国における競争ルール見直しの動向

4. 米国における競争ルール見直しの動向



# 通信速度あたりのブロードバンド料金

データ伝送量100kbps当たりの費用(単位米ドル)



出典:ITU

# 96年連邦通信法 (Telecommunications Act of 96)

## 基本理念

競争三部作(Competition Trilogy)の推進

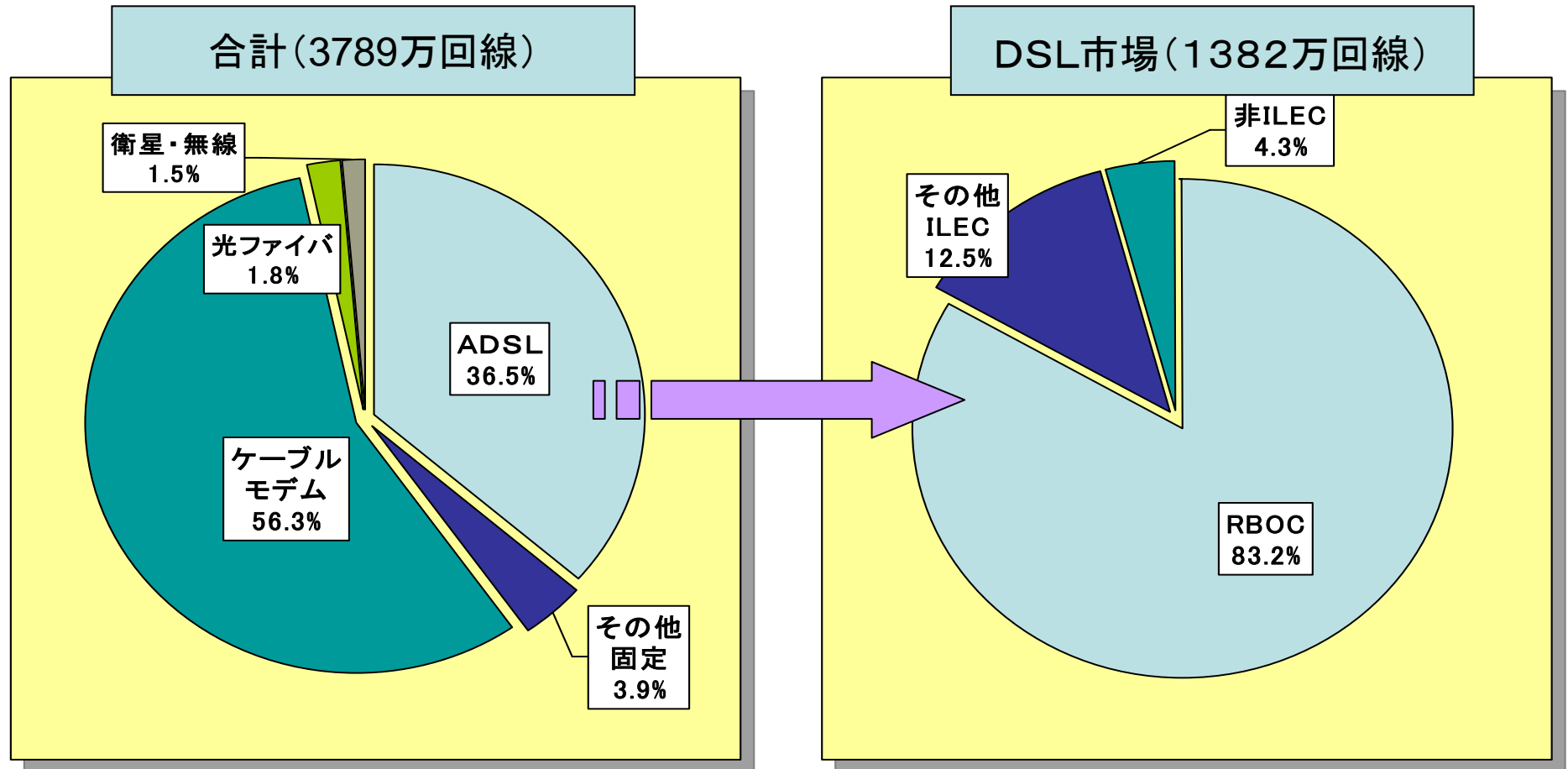
- 地域通信市場の競争促進
- アクセスチャージ改革
- ユニバーサルサービス制度の整備

## 競争ルールのポイント

- (1) 通信事業者に対する相互接続義務の明確化(ILECに対する追加的義務)
- (2) 接続ルールの明確化(RBOCの接続約款に係る州公益事業委員会の承認)
- (3) RBOCの州際サービスへの参入緩和
  - ☞ 設備ベースの競争事業者の存在と当該競争事業者との接続
  - ☞ 接続約款等における14項目のチェックリストの条件クリア
- (4) CATVと通信の相互参入
  - ☞ ILECの業務区域内におけるCATV事業の展開(オープンビデオシステム)
  - ☞ CATVによる通信事業への参入(追加的フランチャイズ取得は不要)
- (5) 非対称規制の制度整備(規制の差し控え(forbearance))

# 米国のブロードバンド市場の特徴

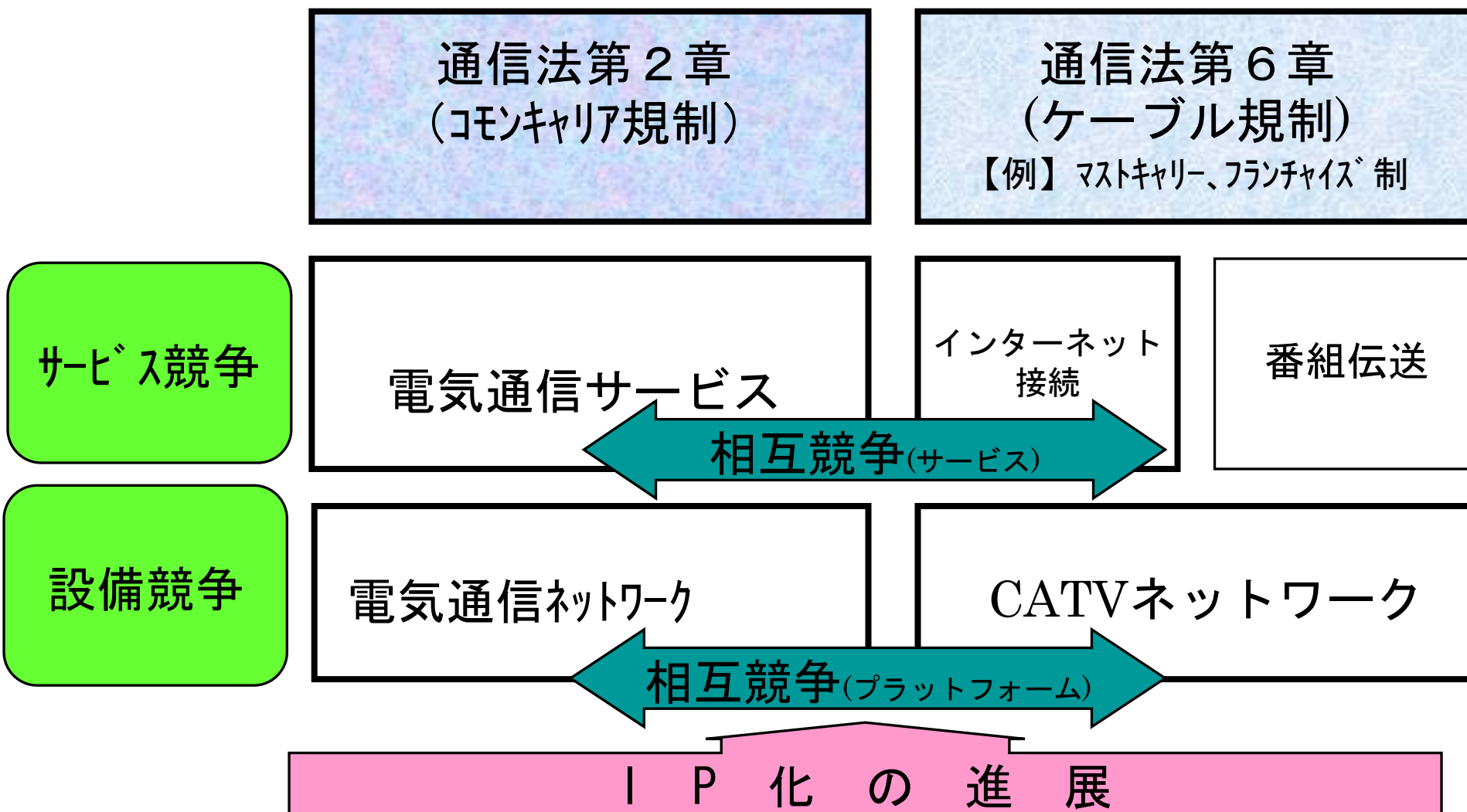
## 米国のブロードバンド市場の現状(04年12月末現在)



備考:ブロードバンド市場とは片方向200Mbpsのサービス

出典:FCC

# 市場の融合とサイロ型の規制



# VoIPの通信法上の取扱いを巡る議論

## 通信サービス

### ■ Vonageのpetition (04年11月, FCC決定)-----”VoIPの所管は連邦政府にある”

- そもそも”location free”のサービス。
- 州内サービスと州際サービスは分離不可能。

### ■ IPベースサービスへの規制の在り方の検討

- 04年3月、FCCが検討開始。

## ケーブルモデム

### ■ FCC決定 (02年3月)

- ケーブルモデムサービスは、伝送サービス単独で提供されているものではない。
- したがって、全体としてみれば「情報サービス」。

### ■ Brand X 判決 (05年6月)-----連邦最高裁

- 連邦通信法の定義はあいまい。かかる状況下で、通信法を所管する政府機関 (FCC)が解釈を行うことは正当。ケーブルモデムサービスを「情報サービス」とすることに一定の合理性。

# VoIPを巡る議論---ブランドX訴訟

## ■ Portland判決 (00年6月)---第9連邦控訴裁

“CATV合併の認可条件として、ケーブルモデムサービスの開放義務を課すことは可能か。”

□ケーブルモデムサービスは「電気通信サービス」(伝送)と「情報サービス」(インターネット接続)の2つで構成されるもの。

□したがって、CATVの認可に“通信関連”の条件をつけることは不可と判断。

## ■ FCC決定 (02年3月)

□ケーブルモデムサービスは、伝送サービス単独で提供されているものではない。

□したがって、全体としてみれば「情報サービス」。

## ■ Brand X 判決 (03年10月)---第9連邦控訴裁

□再度Portland判決を支持。FCCは連邦最高裁判所に上告(04年8月)。

## ■ Brand X 判決 (05年6月)-----連邦最高裁

□連邦通信法の定義はあいまい。かかる状況下で、通信法を所管する政府機関

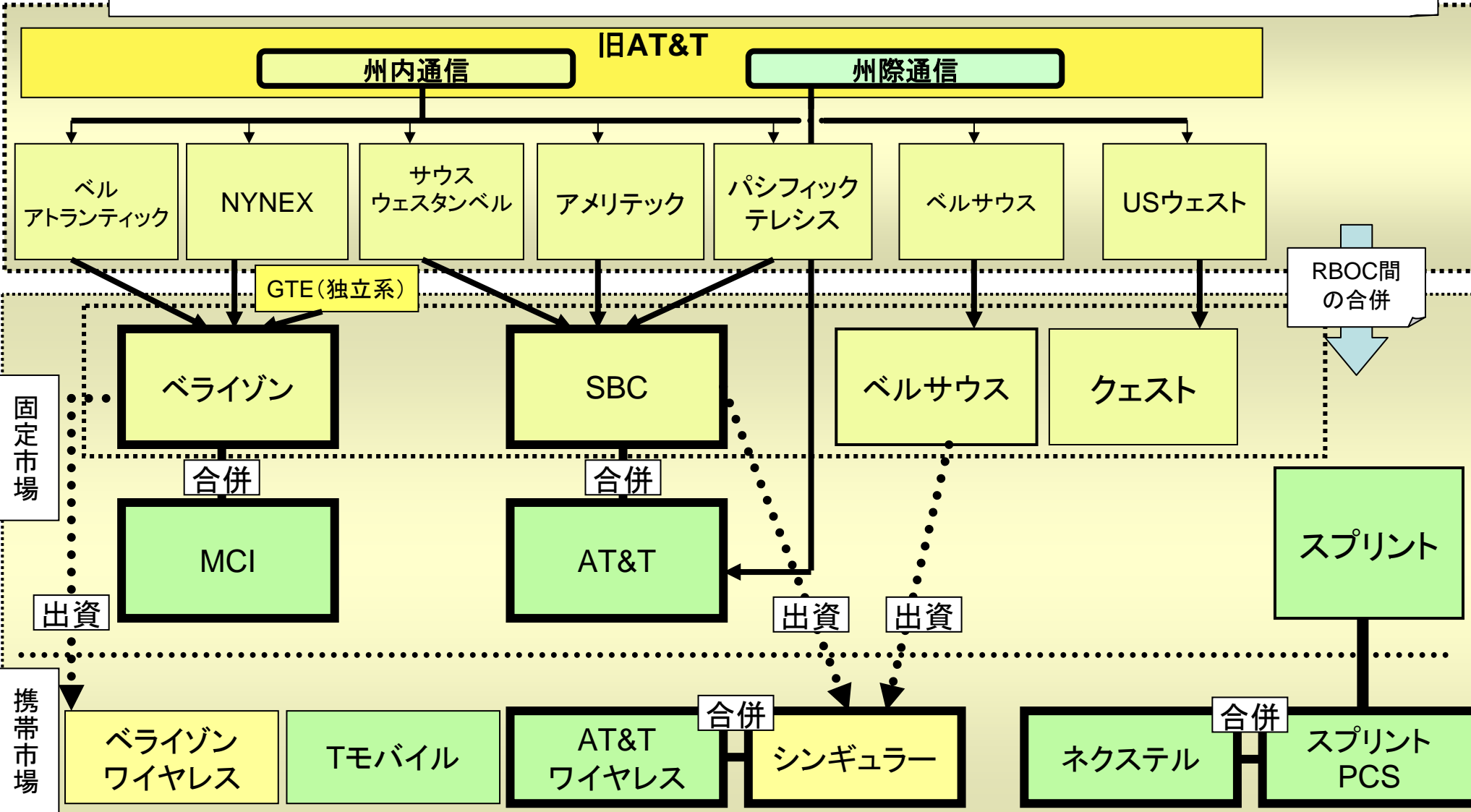
(FCC)が解釈を行うことは正当。ケーブルモデムサービスを「情報サービス」とする

ことに一定の合理性。

# 米国通信市場における合併等の動き

1984年

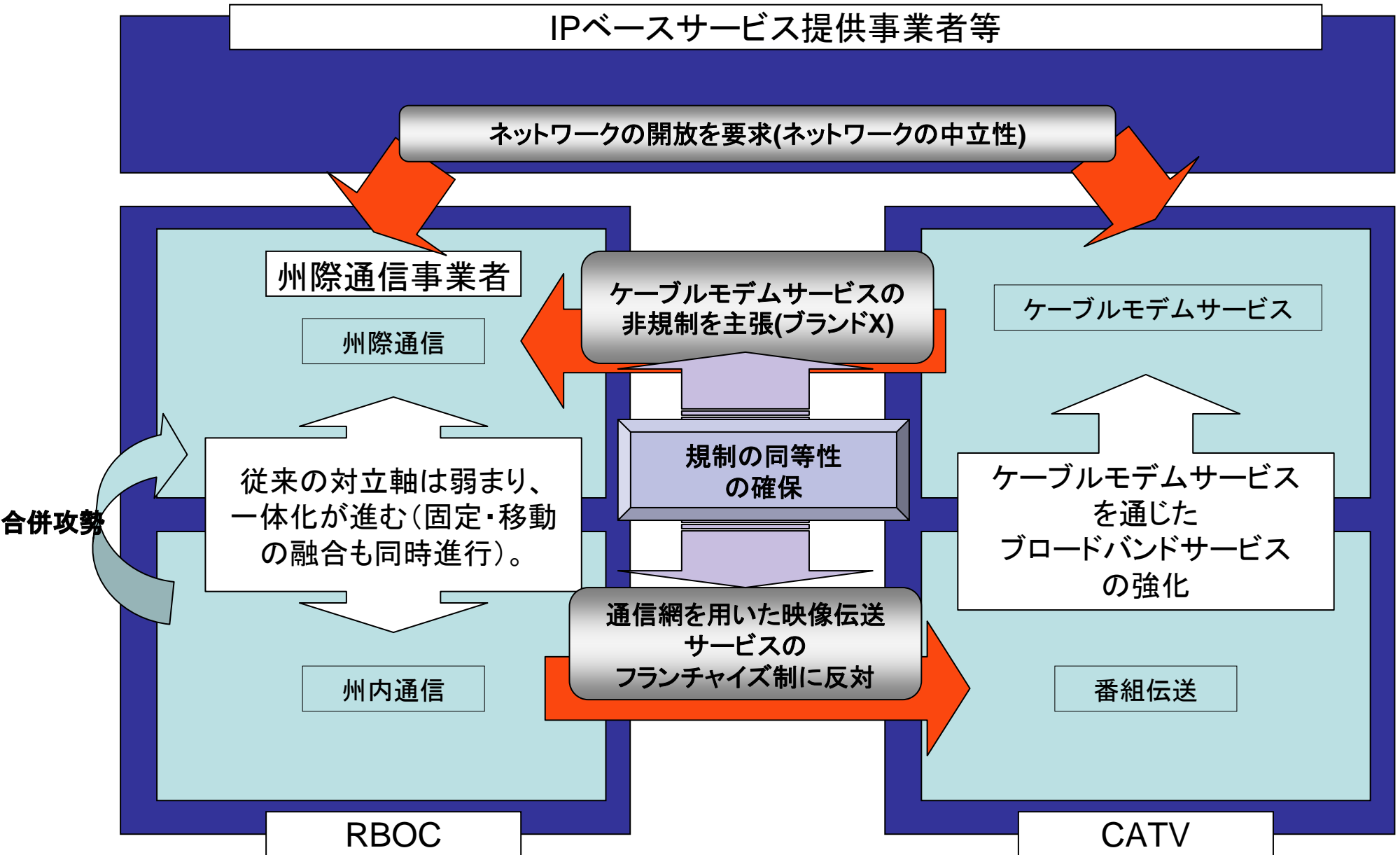
旧AT&Tの分割(各社間の資本関係の分離)



2005年

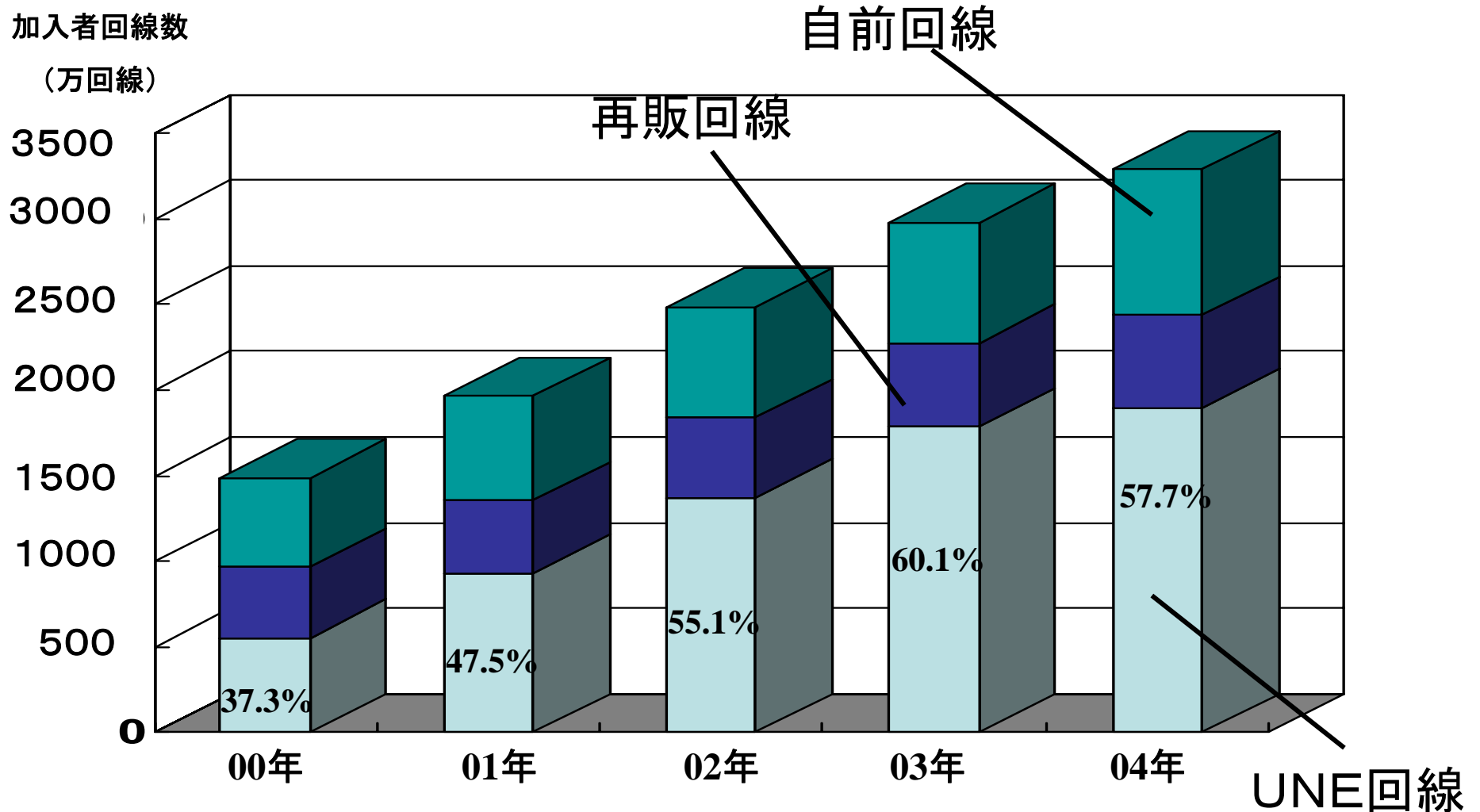
通信事業者間の合併

# 米国通信市場における競争軸





# 競争事業者 (CLEC) の加入者回線数の推移



(注)データは各年12月末現在。グラフ内の数字は全回線数に占めるUNE回線の比率。

(出典)FCC, "Local Telephone Competition Report (As of July 8, 2005)"

# 接続ルールの見直し

## ■ 接続ルール(03年2月、規則改定を決定)

- TRO (Triennial Review Order : 3年ごとの見直し)

- 03年8月に改定規則案を公表⇒紆余曲折を経て、05年3月、新ルール施行。

### □ ブロードバンド市場の網開放義務の撤廃。

- RBOCとCATVの設備競争が実現、新技術(BPLやWiMax)による更なる設備競争への期待。

### □ ナローバンド市場は市内交換機の開放義務を撤廃。

- マス市場の市内交換機については、06年3月より、ビジネス市場の市内交換機については05年3月より開放義務を撤廃。

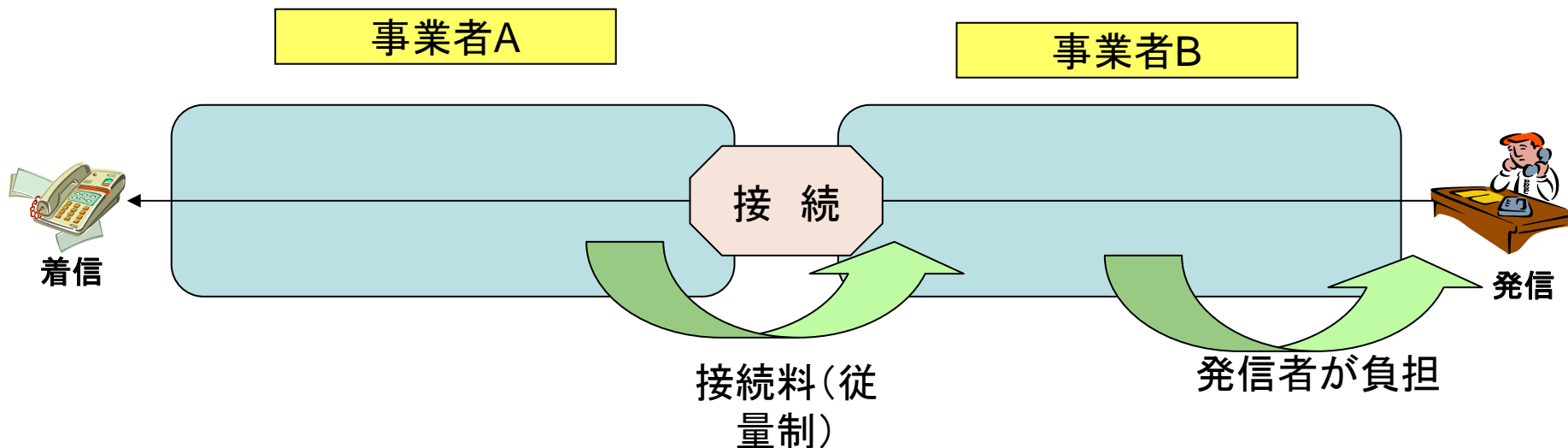
# 事業者間清算料金制度の見直し

## ■これまでの経緯

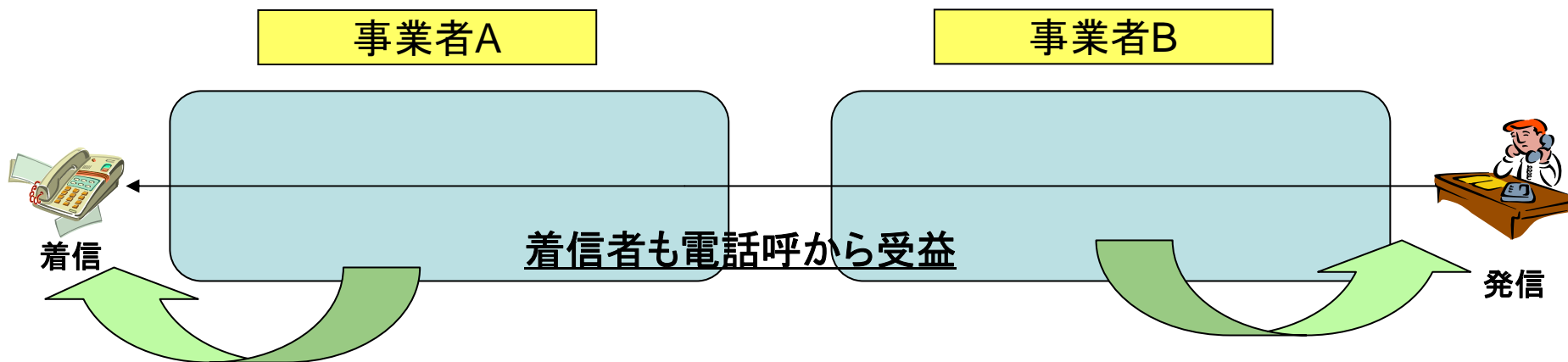
- 01年4月---FCC、制度の見直しに着手。
  - ”今の制度は複雑怪奇で崩壊状態”(Copps FCC委員)
  - 規制の迂回行為(regulatory arbitrage)が発生。
  
- 05年2月、ICF(Intercarrier Compensation Forum) の提案。
  - ビル&キープ方式への移行を提案。
  - ユニバーサルサービス基金の拡充をあわせて提案。
  - RBOC(Verizon, Bellsouth & Qwest)と地方ILECの脱退。
  
- 05年2月、FCCは民間提案についての意見招請を開始。
  - FCC内部には、ビル&キープ方式そのものへの賛否が存在。

# ビル&キープ方式の考え方

## ■これまでの接続料方式



## ■ビル&キープ方式



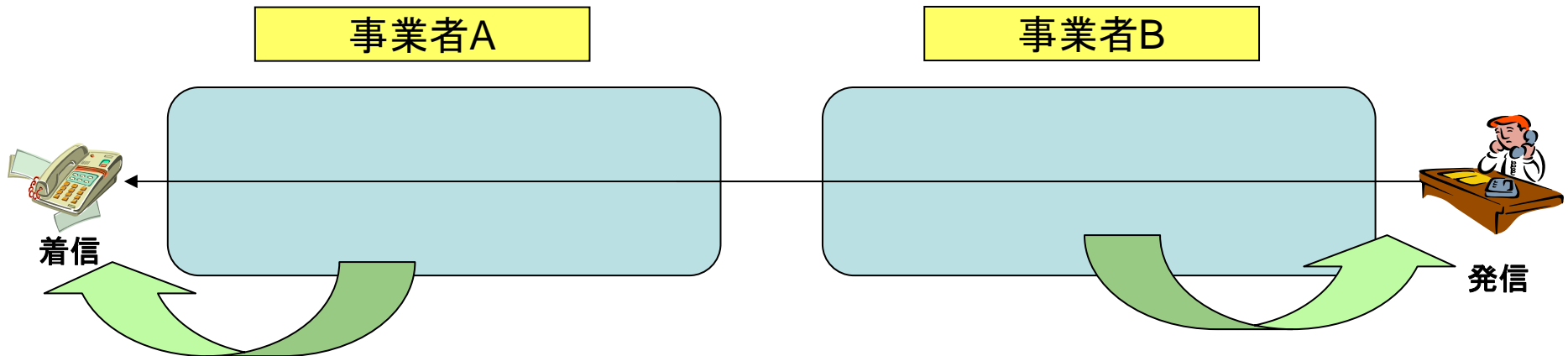
事業者Aの網コストは着信者が負担(固定接続料)

事業者Bの網コストは発信者が負担(固定接続料)

# ビル&キープ方式の検討課題

## ■NARUC提案(04年4月)

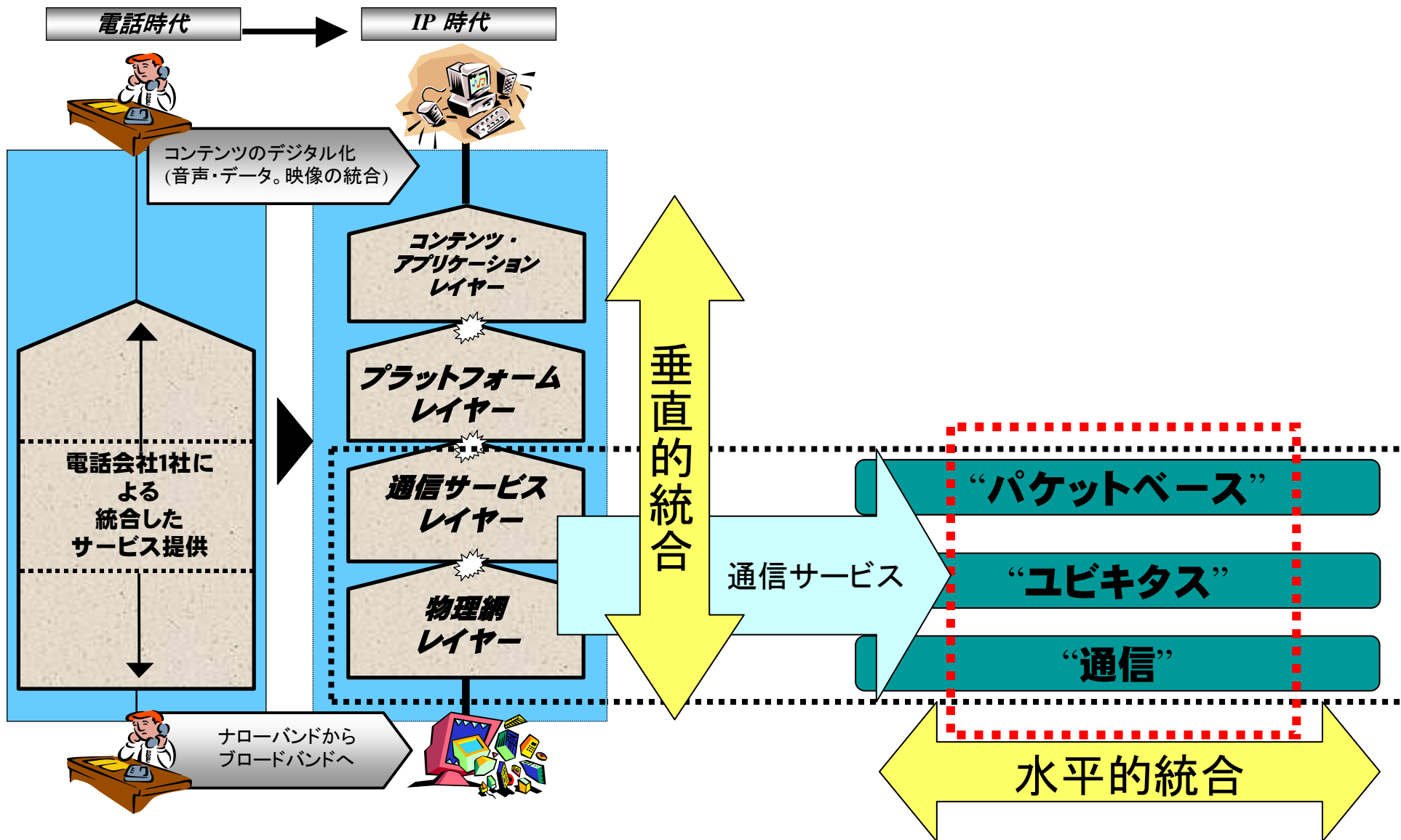
- ①すべての事業者が参加する統合的な仕組みであることが必要。
- ②事業者のネットワーク構造やプロトコルの違いによる差別的取扱いの禁止。
- ③競争が進展している市場では市場レートでよいが、市場支配力のある市場では規制当局による措置が必要。



事業者Aの網コストは着信者が負担(固定接続料)

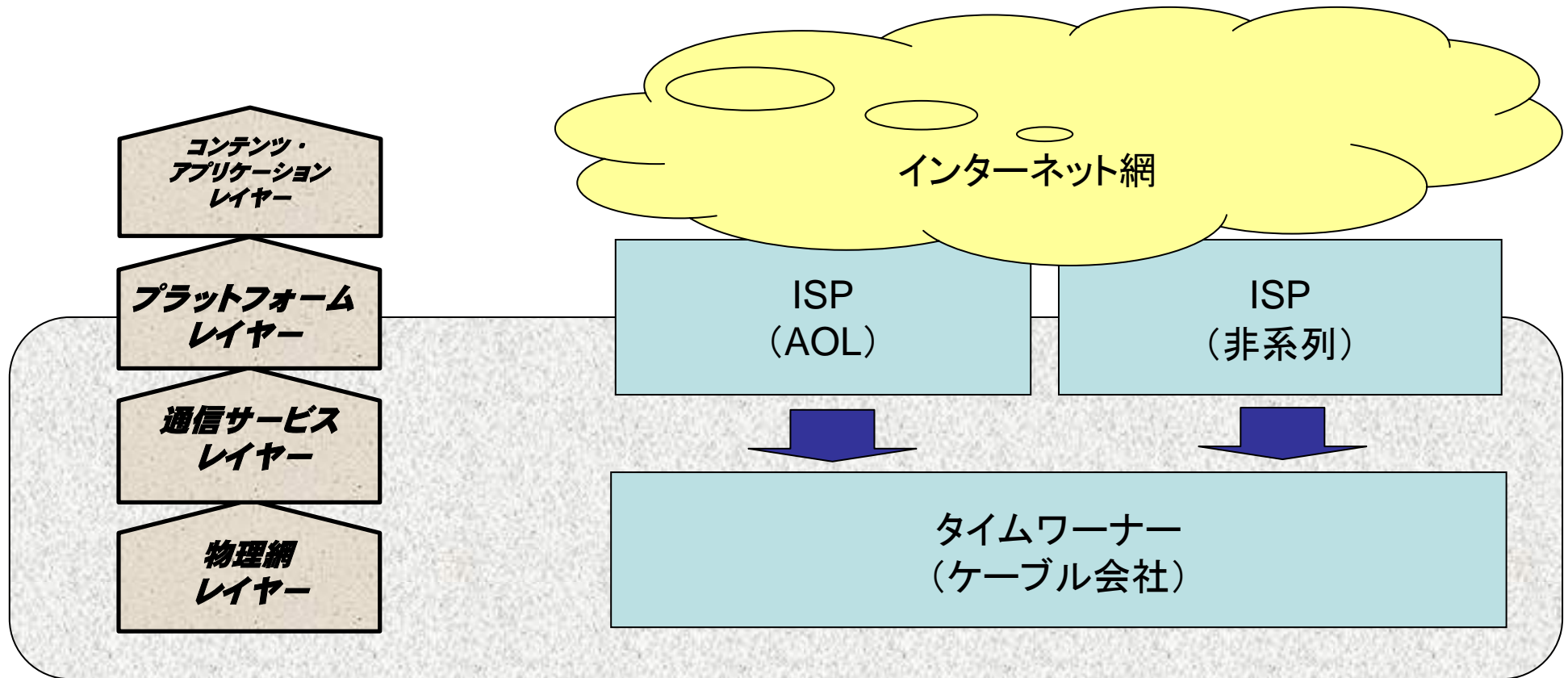
事業者Bの網コストは発信者が負担(固定接続料)

# 垂直的統合と水平的統合の関係



# AOLとタイムワーナーの合併

垂直的統合に関して検討。AOLと非系列のISPが同じ条件でタイムワーナーのCATV網を利用できることを義務付け(00年12月FTC同意審決、01年1月FCC認可)。



# 相次ぐ通信事業者の合併

## 携帯市場

■ AT&T-W + Cingular (04年2月)

---続いてSprint + Nextel (04年12月)

(FCCの考え方)

○固定と携帯のインターモダル競争は限定的と判断。

○Cingularは従来から固定と相互補完的。AT&T-Wが消滅しても、他の独立系事業者は存在。競争圧力低下とは認められず。

○一部市場での周波数返還などに留める。

## 固定市場

■ SBC + AT&T (05年1月) / Verizon + MCI (05年4月)

■ 司法省・FCCは基本的に合併を認可(05年10月)。

■ CLECや消費者団体は「独占力が高まる」として反発。



# ネットワークの中立性 (network neutrality) を巡る議論

コンテンツ層  
(content layer)

論理層  
(logical layer)

物理層  
(physical layer)

エンドユーザー

■設備事業者の網開放はネット系事業者にとって不可欠。設備事業者がネット系事業者と同様のサービスに力を入れてきて、競合事業者の伝送サービスの品質を下げるなどの懸念。ブロードバンド時代も設備事業者の網開放は不可欠。(アマゾン、eベイ、グーグル、ヤフーなど)

■ネットワークの中立性は必要だが、事業者間の紛争は業界団体主導で解決すれば十分。(ISPの業界団体であるUSIIA)

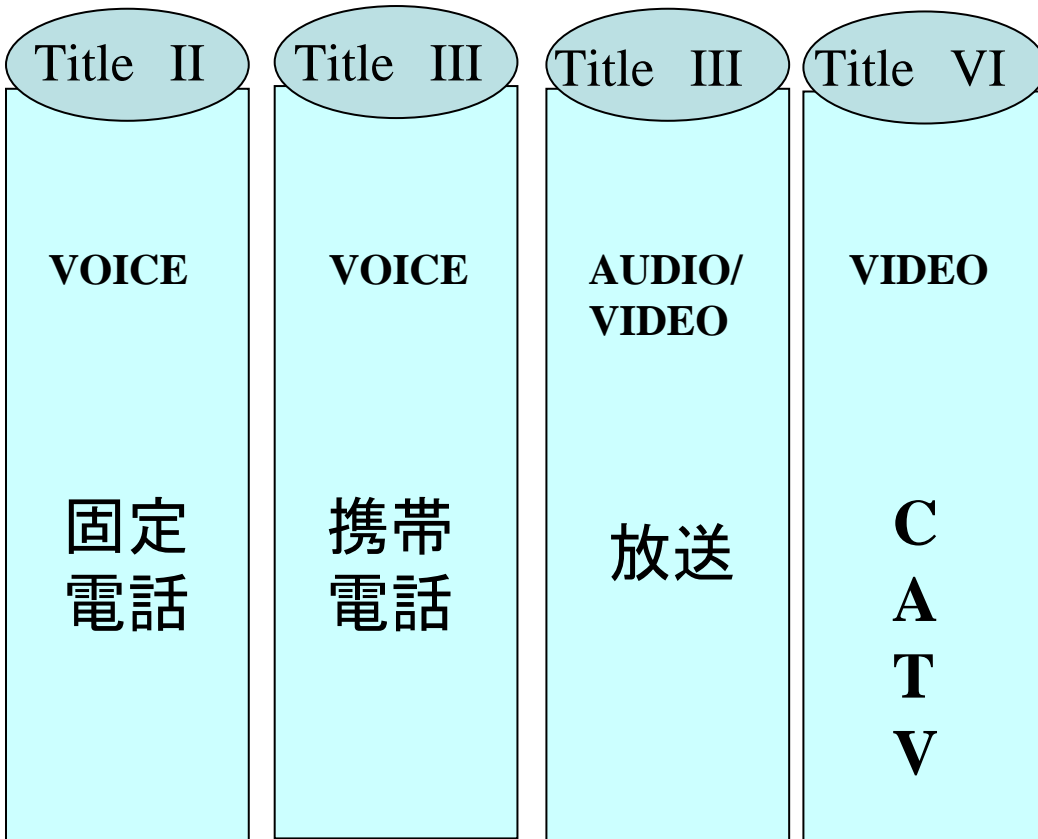
■ネットワークの中立性原則により、RBOCの網開放を競争ルールとして確立することが必要。(CompTel等)

■ネットワークの中立性原則には賛成。しかし、設備競争が十分に進展。網開放義務は不要。(Verizon等)

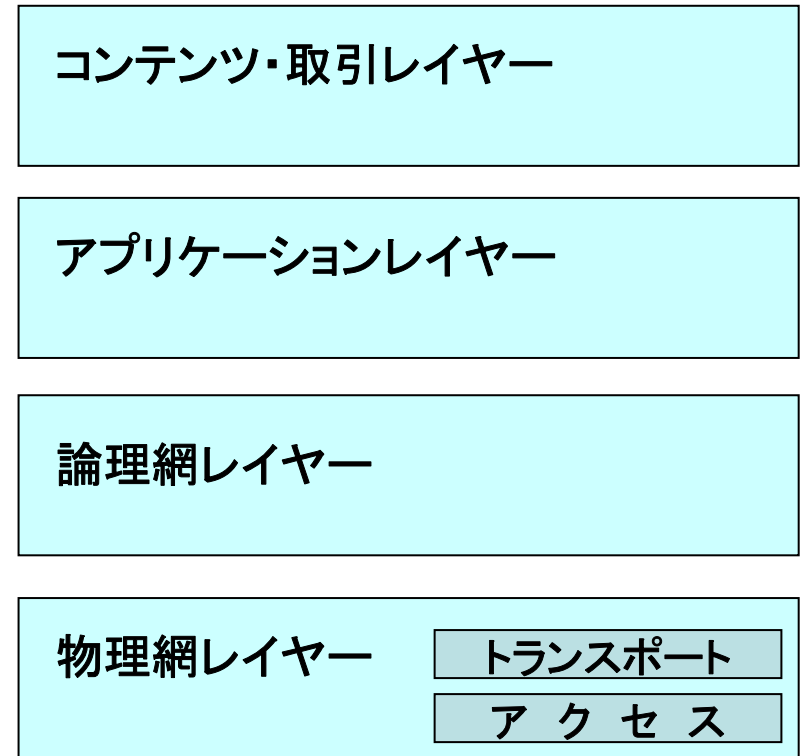
■消費者がエンドエンドで自由にインターネットにアクセスできるよう、ネットワークの中立性原則を確立し、通信キャリアが恣意的に帯域幅などを制約することを排除すべき。(Prof. Lessig, 消費者団体)

# ネットワークレイヤーモデル (MCI)

## 現行の規制体系



## レイヤードモデル



(出典)R. Whitt (MCI), "A Horizontal Leap Forward : Overview of a Proposed New Public Policy Framework on the Network Layers Model" (December 2003)

# ネットワーク利用の公平性の問題

インターネットの一部ヘビーユーザーが帯域の多くを利用し、結果として「同じ利用者料金であるにもかかわらず、利用者の受益に不公平が生まれる」問題が議論の対象となっている。

- ☞ 一部のユーザーが帯域を独り占めしてネットワークのスペースを占有しているため、結果として、すべてのユーザーのサービスの速度がダウンする問題があると、複数の電話会社やケーブル会社は言う。
- ☞ 幾つかの携帯事業者は、提供するウェブアクセスサービスをインターネット電話に用いてはならないと契約で定めている。
- ☞ 幾つかのケーブル会社は、何人かの加入者が映像をやり取りする際に伝送速度に上限を設定する技術を現実に利用している。
- ☞ 多くの電話会社やケーブル会社は、自社のネットワーク上におけるユーザーの活動を綿密に監視し始めている。ファイル交換が急成長して、他の利用のスピードが落ちていると事業者は言う。
- ☞ 巨大な事業者は過重なトラヒックに対する懸念を言い訳にして、これらの会社のネットワークを使っている比較的小さな事業者との競争に打ち勝とうとしていると批判する人々もいる。通信会社は(こうした憂慮をするのであれば)高い品質のサービスに対して高い料金を課すこととすればよいただという人々もいる。
- ☞ マーチンFCC委員長は、競争によって問題は回避可能だとしつつも、この問題について消費者保護のためのガイドラインを策定することを視野にいれていると語っている。

(Wall Street Journal (October 21<sup>st</sup>, 2005))

(注)記事は総務省において大意を要約したものであって、記事そのものの正確な引用ではない。

# ネットワークの中立性---ネットワーク開放を巡る議論

## ■Public Knowledge “Principles for an Open Broadband Future”

(05年7月)

○ ある企業が必須の通信財に市場支配力又はボトルネック支配を行使している場合、具体的な政府の行動が必要。情報サービス、アプリケーション等の発展・開発を可能とする伝送サービスは一種の「原材料」に相当。

○ ブロードバンド競争が成熟するまでの間、政策当局はドミナント企業が競争市場において市場支配力を行使しないよう行動をとるべき。

○ オープン化原則は全ての公共ネットワークに適用されるべき。例えば、CATV事業者にとってIPTVは収入を減らす可能性があり、これを許容することは想定し難い。

(注)Public Knowledgeは”open internet”を標榜するDCを拠点とするアドボカシーグループ。

# ネットワークの中立性を巡るFCCの「政策宣言」

## ■FCCの政策宣言(05年8月)

ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則  
(→現在進行中の政策検討に反映される)

- ① 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有する。
- ② 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを享受する権利を有する。
- ③ 消費者は、ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続することができる。
- ④ 消費者は、ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を享受する権利を有する。

【Cobbs FCC委員のコメント】

“この政策宣言は、FCCがネットワークの中立性を保護する道筋をつけるものだ。”

## ■USIIA(US Internet Industry Association) 白書(05年8月)

ブロードバンド・IPサービスに関する10原則を発表。業界による自主規制(self regulation)メカニズムを採用すること(政府による規制は不適當)を主張。

# 上院における連邦通信法見直しの動き (Ensign法案)

## ■ブロードバンド投資及び消費者の選択に関する法律案(05年7月)

(Broadband Investment and Consumer Choice Act)

### ●現状認識

- (1) 96年連邦通信法の制定以降、技術・市場の変化が著しく、通信法の見直しが必要。
- (2) インターモダル競争の進展により、消費者の選択の幅が拡大。
- (3) 機能的に同等(functionally equivalent)なサービスが公平に競争できる政策の枠組みが必要。
- (4) 従来の規制分類によるサイロ型規制(注:サービス類型に基づく規制)は規制の鞘取り・市場の歪みをもたらす。
- (5) 市場の歪みは設備投資意欲を削ぎ、ブロードバンド開発を停滞させる。
- (6) 米国は世界的に見てブロードバンドの普及が遅れており、投資促進を図ることが必要。
- (7) 通信網は本質的にグローバルであり、国内通信事業者がグローバル市場で競争できるよう障壁をなくすことが必要。
- (8) 市場主導型の通信部門に移行する中であっても、低廉(affordable)な基本電話サービスへのアクセスを確保することが必要。
- (9) 政府管理型の競争を改め、消費者の選択と価値を拡大する新しい競争の枠組みが必要。
- (10) デジタル化の進展に伴い、州ごとのパッチワーク的な規制をなくすことが必要。
- (11) 市場参加者は一義的に民間部門であるべきであり、州政府等が民間部門と不必要に競争すべきでない。
- (12) 強固な競争とともに、迅速な番号ポータビリティの確保が必要。

# 下院における連邦通信法見直しの動き (BITS II) (1/3)

## ■ 連邦通信法見直し法案(下院議会スタッフ案)

(通称「BITS II」-----05年7月原案、同年11月改定案を公表)

### ● 構成

第1章 BITS (Broadband Internet Transmission Services)

第2章 VOIPサービス

第3章 映像(Video)サービス

第4章 一般規定

### ● 用語の定義

“BITS”-----TCP/IP若しくはその後継プロトコルを含むパケットベースのプロトコルによる情報伝送であり、用いられる設備の形態は問わない。

# 下院における連邦通信法見直しの動き (BITS II) (2/3)

## ■BITSに関する規制

### 【所管性】(Sec 101)

- BITSは州際サービスであり、連邦政府が所管する。

### 【登録制】 (Sec 102)

- BITS事業者はFCCへの登録を要する。併せて州公益事業委員会に登録の写しを送付することが必要。

### 【接続義務】(Sec 103)

- すべてのBITS事業者は、他のBITS事業者や通信事業者とトラヒックを交換する権利と義務を有する。
- 接続条件については、本法の定めるところにより当事者間で定める。



# 下院における連邦通信法見直しの動き (BITS II) (3/3)

## BITSへのアクセス

(Sec 104←ネットワークの中立性に関する規定)

(1) BITS事業者は以下の義務を負う。

- BITS事業者は、インターネット上で提供されるいかなる合法的なコンテンツ、アプリケーション及びサービスの提供、これらサービスへのアクセスと利用を妨げ、阻害し、干渉してはならない。
- BITS事業者は、加入者がいかなる端末をBITSと接続して用いることも認めなければならない。
- BITS事業者は、本法第106条に規定するガイドライン及び基準に適合しないネットワーク特性、機能、能力を実装してはならない。

(2) 上記(1)にかかわらず、BITS事業者は以下の各事項が認められる。

- 提供する帯域の上限や下限、ネットワークの供給能力について加入者に明確かつ正確に事前に伝えることを前提として、帯域やネットワークの供給能力を制限するサービスプランを提供することができる。
- 付加価値的なサービス(スパム防止機能、ペアレンタルロック等)を提供することができる。
- 安全・信頼性確保のための措置やBITSに係る詐欺防止のための機能などをサービスプランに盛り込むことができる。

## 相互接続

(Sec 106)

- FCCは、BITS網の相互接続性に係る産業界の標準化作業に参画することができる。